

令和4年度
意匠出願動向調査

—マクロ調査—

令和5年3月

特 許 庁

要 約

要約

第1章 本調査の概要

第1節 本調査の事業目的

我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与する知的財産関連施策を推進していくためには、知的財産に関する国内外の動向の調査及び分析を継続的に行い、統計情報その他の基礎資料の整備を図る必要がある。

また、製品開発やブランド構築においてデザインが果たす役割への期待が高まる中、我が国企業がグローバル市場を見据えて意匠出願戦略を策定し、実行していくためには、日本国居住者が多くの意匠出願を行っている日米欧中韓の国際的な意匠登録動向を把握しておく必要がある。

そこで、本調査では、主として、①意匠出願先の主要国・地域である日本、米国、欧州連合（EU）、中国、韓国での意匠登録動向¹、②意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録動向²、③国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると認められる主要企業の意匠登録動向、④各国・地域における意匠政策動向を調査・分析することにより、国際的な意匠登録動向や意匠政策動向を総合的に把握することを目的とする。

この調査は、上記のとおり継続的な調査・分析を行うことが肝要であるところ、同様の調査を直近では令和2年度に実施している。本調査は、最新動向を把握するため、データを更新し、その分析を行うことを主な目的とする。

また、加えて、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案における必要性を考慮して、追加の調査項目を設定し、調査・分析することも目的とする。

本調査の結果は、特許庁における意匠審査・審判業務や意匠関連施策の企画立案のための基礎資料とするのみならず、我が国企業が意匠出願戦略やデザイン戦略を策定するための基礎資料として利用することが期待されるものである。

第2節 調査項目

調査項目は以下の5つで構成されている。

- (1) 日本、米国、EU、中国、韓国（以下、「日米欧中韓」という。）の意匠登録動向
- (2) 日本の意匠登録動向
- (3) 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録（以下、「国際登録（意匠）」いう。）動向
- (4) 日本市場を含め、国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると認められる海外の主要企業（以下、「グローバル企業」という。）の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向
- (5) 各国及び地域における意匠政策動向等

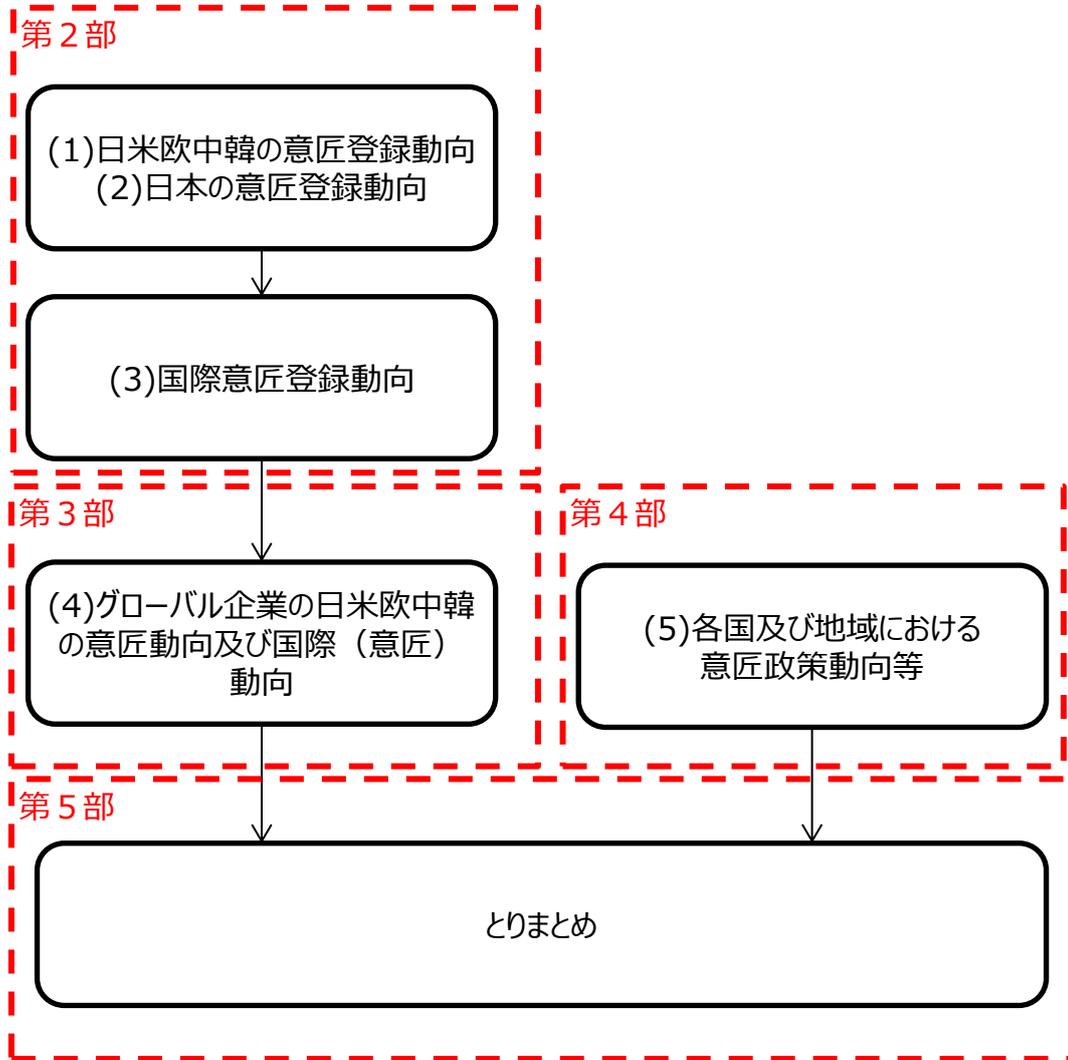
¹ 意匠登録を行う各国・地域の機関は、日本が日本国特許庁（JPO）、米国が米国特許商標庁（USPTO）、EUが欧州連合知的財産庁（EUIPO）、中国が中国国家知識産権局（CNIPA）、韓国が韓国特許庁（KIPO）である。

² 意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく国際登録を行う機関は世界知的所有権機関（WIPO）である。

第3節 本調査の実施フロー

本調査の実施フローは以下のとおりである。章立てとの関係は赤字で示したとおりとなっている。

図表 0-1-1 調査の実施フロー



第4節 本調査の実施内容・体制

本調査の調査体制は以下のとおり。

図表 0-1-2 実施体制（敬称略）

本調査の実施体制					
特許庁	総務部	企画調査課	知財動向班長・意匠動向係長（課長補佐）	永富	宏之
			知財動向班 技術動向係	青柳	直希
	審査第一部	意匠課	企画調査班長（課長補佐）	玉虫	伸聡
			企画調査係長（課長補佐）	柵山	英生
（受託者）					
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社	主任研究員	萩原	理史（業務管理者）		
	主任研究員	上野	翼		
	副主任研究員	鈴木	淳		
	研究員	首藤	みさき		
	研究員	山本	洋平		

第2章 意匠登録動向調査

第1節 日米欧中韓の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）、米国（USPTO：米国特許商標庁）、EU（EUIPO：欧州連合知的財産庁）、中国（CNIPA：中国国家知識産権局）、韓国（KIPO：韓国特許庁）の4か国1機関を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、ロカルノ分類（クラスまで）の5項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-1 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。

図表 0-2-2 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	日本：特許庁提供データを使用し、ロカルノ分類、出願人住所（出願人居住国・地域）は商用データベース（Orbit.com ³ ）と突合して情報を付与した。 米国、EU、中国、韓国：商用データベース（Orbit.com）を使用。
対象時期	2017年1月1日～2021年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 ロカルノ分類は欠損しているものもあり、ロカルノ分類の各分類の総数と全体の総数は一致しない。 2017～2019年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和2年度意匠出願動向調査報告書—マクロ調査—」に基づいて集計した。
対象分野	ロカルノ分類（第13版）クラス01～32を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む14・04も調査対象とした。
件数の定義	日本の意匠登録データにおいては、秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。欧州及び韓国についても同様とする。

3 Questel社Orbit.com意匠モジュールは世界30か国2機関の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

集計条件	概要
	<p>米国・EU・中国及び韓国（一部分野対象）については多意匠一出願が認められている。EU・韓国への登録は登録された個々の意匠単位（異なる枝番が付与されている）で集計した。</p> <p>一方、米国及び中国への登録についてはそれぞれの登録に含まれる意匠の個数が不明であるため、登録単位で集計した。</p> <p>日本、米国、EU、韓国はWIPO経由の国際登録を含む状態で集計した。なお、EUIPOはハーグ出願について自国の意匠公報を発行しないため、WIPOが発行したEUを指定国とする国際意匠公報をEUIPOの意匠公報データに追加している。</p>

図表 0-2-3 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件	概要
出願人	<p>出願人居住国・地域</p> <p>日本国居住者、米国居住者、EU加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他EU加盟国居住者上位3か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、台湾居住者、英国居住者（2021年のみ）、その他国・地域居住者上位2又は3か国）に分けて調査した。</p> <p>「EU」は右記の欧州連合27か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が2020年12月31日であることを鑑み、2020年までのデータはEUに英国を含み、2021年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。</p>
	<p>名称</p> <p>出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。日本国居住者による米国・EU・中国及び韓国への意匠登録については、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。</p>
付与分類	<p>ロカルノ分類</p> <p>日本、米国、EU、中国及び韓国への登録は、公報記載のロカルノ分類を対象とした。なお、日本への登録に関して、日本を指定国とした国際登録（意匠）に基づく登録の分類は、国際意匠公報記載のロカルノ分類を採用している。</p>

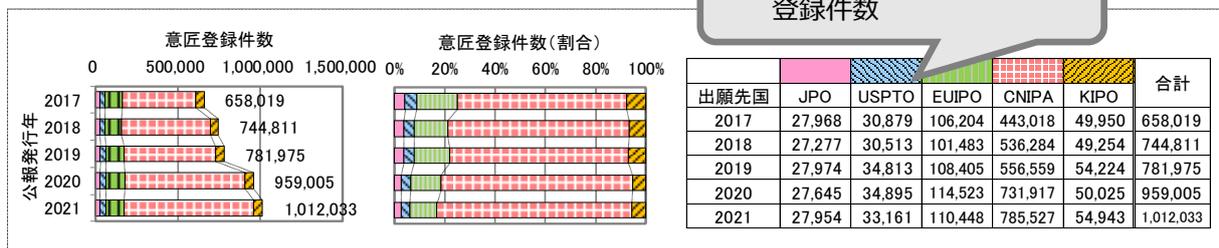
(3) グラフ上での用語の定義と見方

本調査で使用している用語の定義と見方は以下のとおりである。

図表 0-2-4 グラフ上での用語の定義と見方①

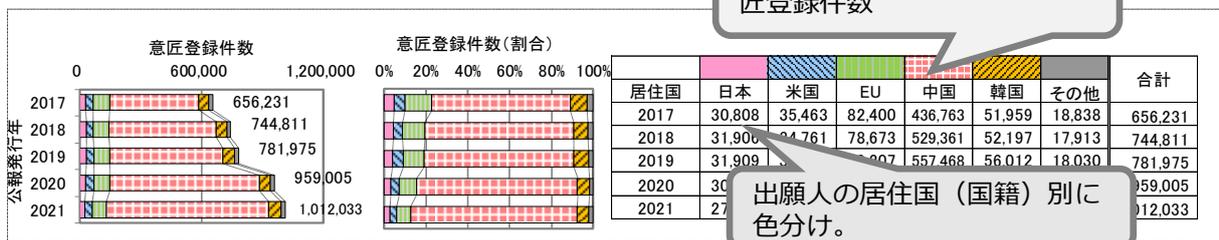
用語	表記	定義
①出願先国・地域	JPO、USPTO、EUIPO、CNIPA、KIPO	意匠登録した <u>各国・地域の特許庁</u> を表す。
②出願人居住国・地域	日本、米国、EU、中国、韓国、その他	意匠登録した <u>出願人の居住国・地域</u> を表す。

① 出願先国・地域



① 各出願先国・地域での意匠登録件数

② 出願人居住国・地域



②各出願人居住国・地域の意匠登録件数

出願人の居住国（国籍）別に色分け。

③ 意匠登録上位者ランキング

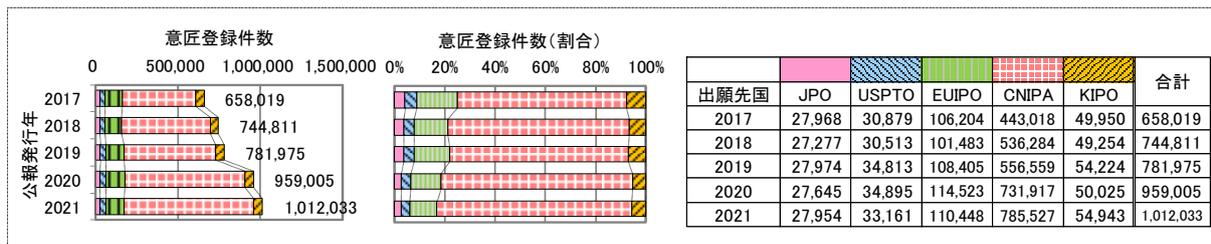
日本(JPO)への登録					米国(USPTO)への登録					EU(EUIPO)への登録					
順位	2017	2018	2019	2020	2021	出願人名	件数	順位	2017	2018	2019	2020	2021	出願人名	件数
2	1	2	2	1	1	パナソニックIPマネジメント	320	3	1	3	4	1	1	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	933
-	-	12	4	2	2	Apple Inc	260	1	2	1	2	2	2	PRADA SpA(イタリア)	915
1	2	1	1	3	3	三菱電機	223	2	3	2	1	3	3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	838
11	9	14	-	4	4	コク	216	4	4	4	3	4	4	EGLO LEUCHTEN GMBH(オーストリア)	815
-	-	-	6	5	5	Ford Global Technologies LLC	210	-	9	11	4	5	5	KONINKLIJKE PHILIPS N V(オランダ)	781
3	4	3	5	4	4	Google LLC	154	1	5	2	2	6	6	NIKE Inc	702
-	-	-	8	6	6	Jaguar Land Rover Limited(英)	146	9	7	13	12	7	7	LG Electronics INC	614
6	6	7	6	8	8	LIXIL	145	-	-	-	-	8	8	VOODOO(仏)	578
5	7	4	12	9	9	本田技研工業	143	7	5	5	16	9	9	Apple Inc	573
-	-	-	17	10	10	レック	141	-	-	-	-	10	10	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE	98
-	-	-	17	10	10	Maxton Design Piotr	536	-	-	18	16	10	10	Maxton Design Piotr	536

2021年の意匠登録件数上位の過去5年間の推移を色で表示。

2. [出願先国・地域別] 意匠登録件数

日米欧中韓の意匠登録件数は、959,005件（2020年）から1,012,033件（2021年）に増加した。出願先国別に意匠登録件数を見ると、JPOへの意匠登録件数は27,954件（2021年）、USPTOへの意匠登録件数は33,161件（2021年）、EUIPOへの意匠登録件数は110,448件（2021年）、CNIPAへの意匠登録件数は785,527件（2021年）、KIPOへの意匠登録件数は54,943件（2021年）であった。2021年と2020年の意匠登録件数を比較すると、JPO、CNIPA、KIPOにおいて増加した。

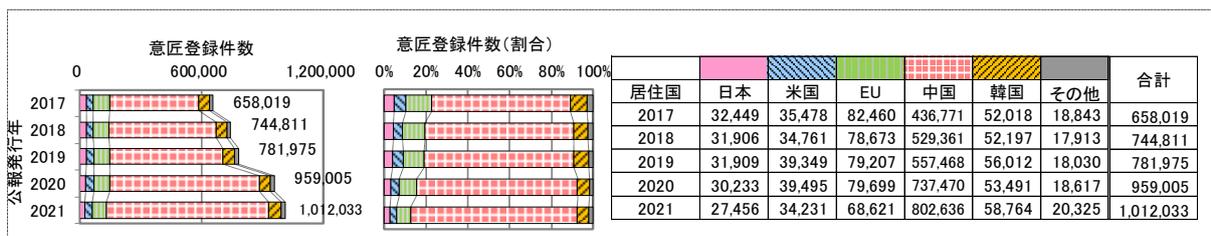
図表 0-2-5 [出願先国・地域別] 意匠登録件数（2017～2021年）（日米欧中韓全体）



3. [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

出願人居住国・地域別に意匠登録件数を見ると、日本国居住者の意匠登録件数は27,456件（2021年）、米国居住者の意匠登録件数は34,231件（2021年）、欧州居住者の意匠登録件数は68,621件（2021年）、中国居住者の意匠登録件数は802,636件（2021年）、韓国居住者の意匠登録件数は58,764件（2021年）であった。2020年と2021年の意匠登録件数を比較すると、日本国居住者、米国居住者、欧州居住者で減少し、中国居住者、韓国居住者で増加した。

図表 0-2-6 [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数（2017～2021年）（日米欧中韓全体）

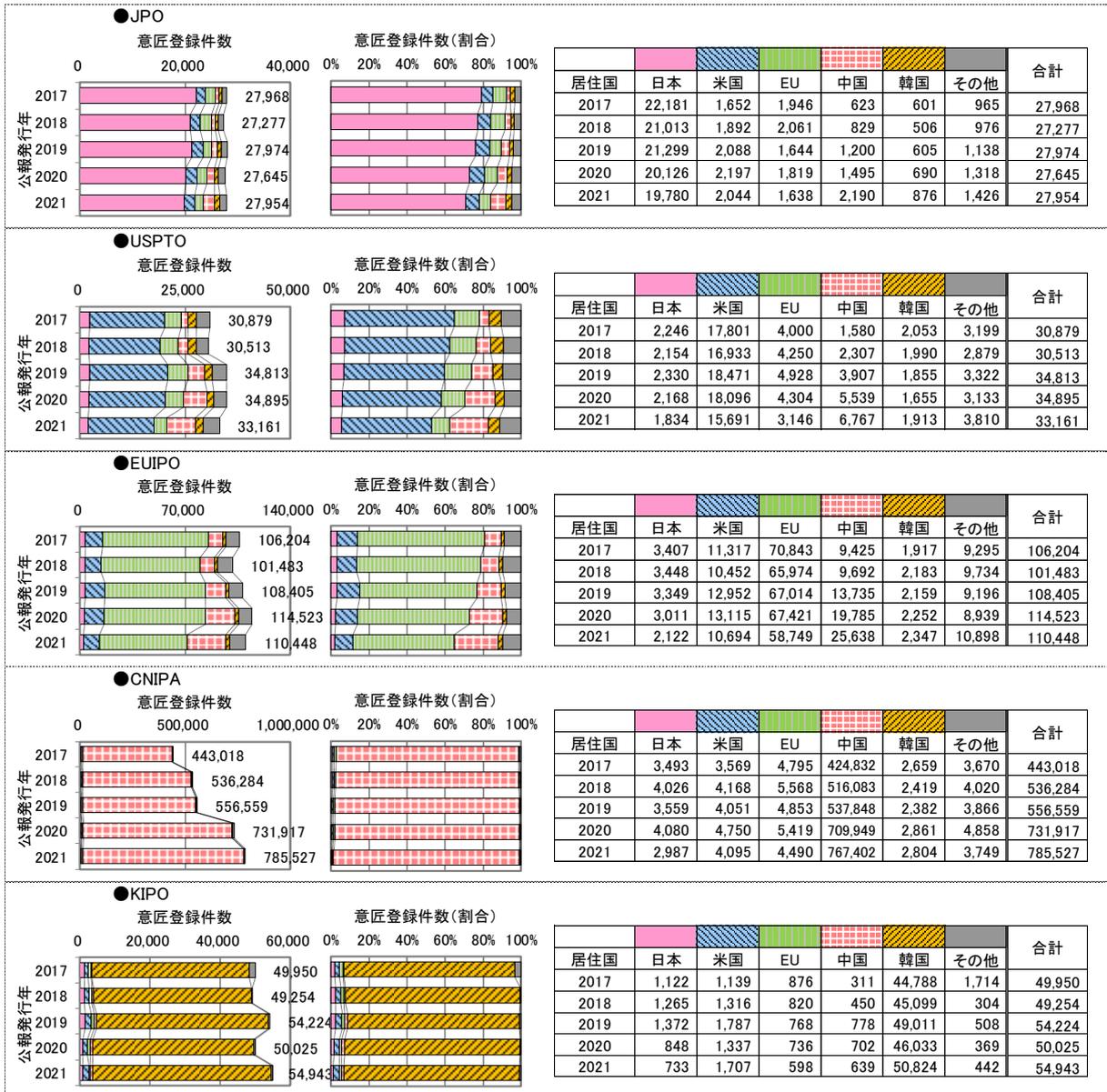


4. [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

2021年のJPOへの意匠登録件数は、日本国居住者、中国居住者、米国居住者、欧州居住者、その他国居住者、韓国居住者の順に多く、2021年から中国居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

出願先国別に見ると、CNIPA、KIPOで本国居住者からの意匠登録件数が多く、JPO、USPTO、EUIPOは中国居住者からの意匠登録の割合が上がっている。

図表 0-2-7 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 (2017~2021年)



図表 0-2-8 [出願先国・地域別 - 出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 EU・その他内訳 (2017~2021年)

JPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	604	375	イタリア	オランダ	190 スウェーデン
2018	565	326	イタリア	オランダ	154 スウェーデン
2019	547	240	イタリア	オランダ	135 スウェーデン
2020	533	285	イタリア	オランダ	179 スウェーデン
2021	484	341	イタリア	オランダ	156 スウェーデン

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2017	488	199	オーストラリア	ニュージーランド	46 カナダ
2018	490	197	オーストラリア	ニュージーランド	47 イスラエル
2019	445	230	ニュージーランド	87 イスラエル	67 シンガポール
2020	543	198	カナダ	93 プエルトリコ	81 ニュージーランド
2021	569	213	イギリス	213 イスラエル	65 ニュージーランド

USPTO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	1,985	662	イタリア	キプロス	オランダ
2018	1,923	813	イタリア	スウェーデン	オランダ
2019	2,187	655	イタリア	スウェーデン	オランダ
2020	1,321	356	イタリア	スウェーデン	オランダ
2021	1,199	373	イタリア	スウェーデン	オランダ

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2017	1,102	880	カナダ	オーストラリア	イスラエル
2018	961	732	カナダ	オーストラリア	トルコ
2019	962	888	カナダ	オーストラリア	トルコ
2020	519	857	カナダ	オーストラリア	イスラエル
2021	600	762	イギリス	オーストラリア	カナダ

EUIPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	22,858	6,590	イタリア	ポーランド	オランダ
2018	20,023	6,542	イタリア	ポーランド	スペイン
2019	18,594	5,804	イタリア	ポーランド	オランダ
2020	19,376	5,880	イタリア	ポーランド	オランダ
2021	16,830	6,306	イタリア	ポーランド	スペイン

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2017	4,808	652	トルコ	カナダ	オーストラリア
2018	5,067	636	トルコ	オーストラリア	カナダ
2019	4,744	531	カナダ	トルコ	オーストラリア
2020	4,317	620	トルコ	オーストラリア	カナダ
2021	3,265	440	イギリス	トルコ	カナダ

CNIPA

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	1,589	612	イタリア	スウェーデン	オランダ
2018	1,693	792	イタリア	スウェーデン	オランダ
2019	1,553	849	イタリア	スウェーデン	オランダ
2020	1,886	977	イタリア	オランダ	スウェーデン
2021	1,572	743	イタリア	スウェーデン	オランダ

居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2017	710	1,490	ケイマン諸島	オーストラリア	カナダ
2018	891	1,468	ケイマン諸島	オーストラリア	シンガポール
2019	731	1,366	ケイマン諸島	オーストラリア	シンガポール
2020	885	1,544	ケイマン諸島	オーストラリア	カナダ
2021	782	1,032	イギリス	オーストラリア	シンガポール

KIPO

居住国・地域	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	269	80	オランダ	スウェーデン	イタリア
2018	180	92	オランダ	イタリア	スウェーデン
2019	248	107	スウェーデン	オランダ	イタリア
2020	106	87	オランダ	スウェーデン	イタリア
2021	121	156	オランダ	イタリア	スウェーデン

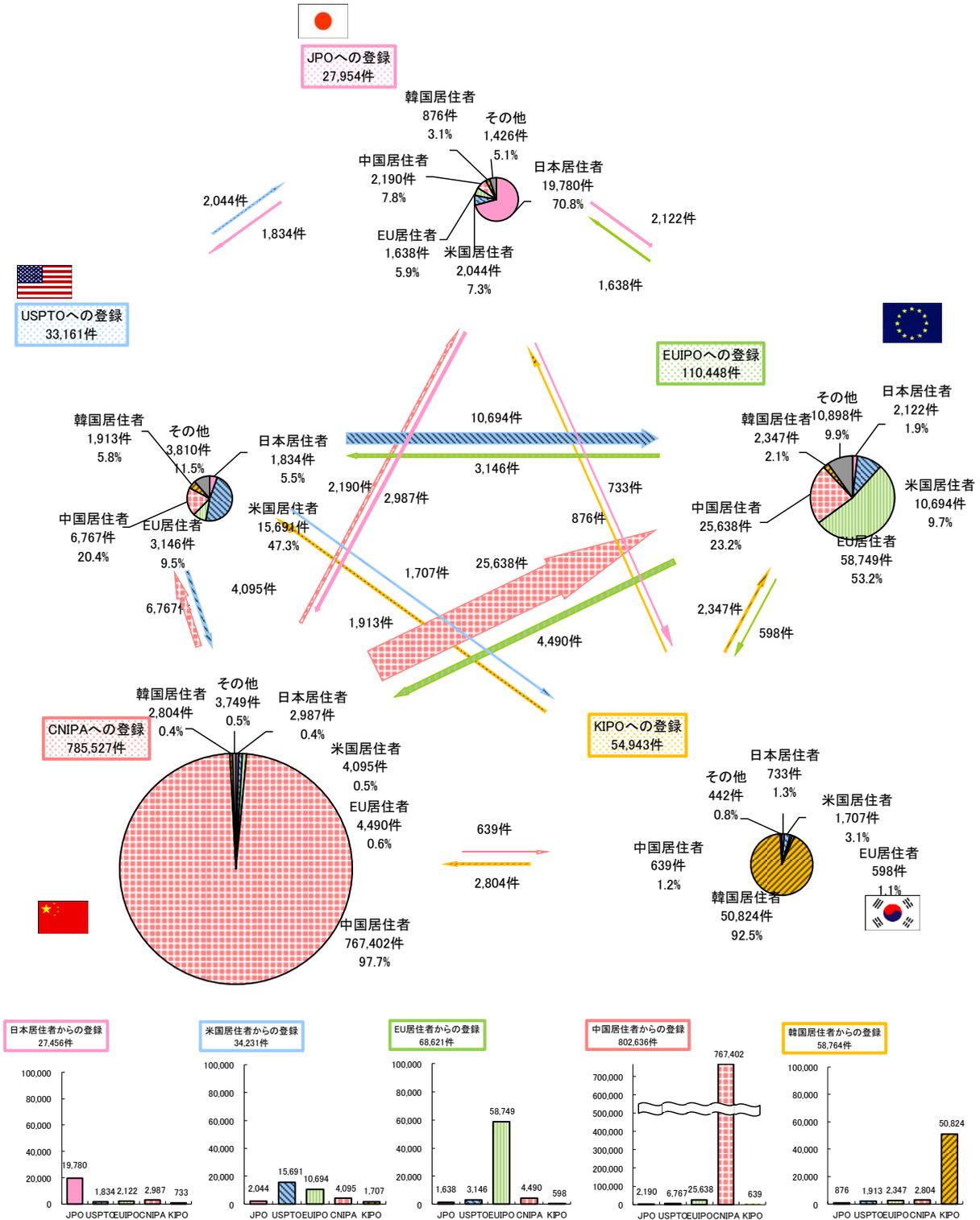
居住国・地域	スイス	台湾	その他上位①	その他上位②	その他上位③
2017	58	46	オーストラリア	バレルバドス	カナダ
2018	136	64	オーストラリア	イスラエル	カナダ
2019	139	50	シンガポール	カナダ	オーストラリア
2020	154	51	ケイマン諸島	カナダ	オーストラリア
2021	173	50	イギリス	シンガポール	オーストラリア

要約

5. 日米欧中韓の意匠登録件数

2021年の日米欧中韓間の意匠登録状況は、中国居住者によるEUIPOへの意匠登録件数が25,638件で最も多くなっている。また、EU居住者によるKIPOへの意匠登録件数が598件と最も少なくなっている。

図表 0-2-9 日米欧中韓間の意匠登録件数（2021年）



6. 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数

2021 年の JPO への意匠登録件数はパナソニック IP マネジメントが最も多く、次いで、Apple Inc、三菱電機、コクヨ、LG Electronics Inc となっている。

USPTO への意匠登録件数は LG Electronics Inc が最も多く、次いで、Samsung Electronics Co Ltd、Nike Inc、Apple Inc、Ford Global Technologies LLC となっている。

EUIPO への意匠登録件数は、THE PROCTER & GAMBLE COMPANY が最も多く、次いで、PRADA SpA、Samsung Electronics Co Ltd、EGLO LEUCHTEN GMBH、KONINKLIJKE PHILIPS N V となっている。

CNIPA への意匠登録件数は、QUANYOU FURNITURE Co Ltd が最も多く、次いで、GUANGZHOU YONGBO LEATHERWEAR Co Ltd、ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZHEN) CO LTD、Wenzhou Zhongyin shoes and Clothing Co Ltd、GREE ELECTRIC APPLIANCES Inc OF ZHUHAI となっている。

KIPO への意匠登録件数は、CJ CheilJedang Co Ltd が最も多く、次いで、LG Electronics Inc、Samsung Electronics Co Ltd、Jeong Jin-woo、Hyundai Motor Co Ltd となっている。

図表 0-2-10 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2021 年）
（日本・米国・欧州）

日本(JPO)への登録						米国(USPTO)への登録						EU(EUIPO)への登録								
順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数	順位					出願人名	件数
2017	2018	2019	2020	2021			2017	2018	2019	2020	2021			2017	2018	2019	2020	2021		
2	1	2	2	1	パナソニックIPマネジメント	320	3	1	3	4	1	LG Electronics INC	559	17	8	12	7	1	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	933
-	-	12	4	2	Apple Inc	260	1	2	1	2	2	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	533	-	-	-	-	2	PRADA SpA(イタリア)	915
1	2	1	1	3	三菱電機	223	2	3	2	1	3	NIKE Inc	532	7	4	1	3	3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	838
11	9	14	-	4	コクヨ	216	4	4	4	3	4	Apple Inc	434	16	6	9	6	4	EGLO LEUCHTEN GMBH(オーストリア)	815
-	-	-	8	5	LG Electronics INC	209	12	6	10	6	5	Ford Global Technologies LLC	210	-	9	11	4	5	KONINKLIJKE PHILIPS NV(オランダ)	781
3	4	3	5	6	オカムラ	202	6	7	9	5	6	Google LLC	154	1	5	2	2	6	NIKE Inc	702
-	-	-	-	7	Harry Winston SA(スイス)	175	9	8	5	7	7	Jaguar Land Rover Limited(英)	146	9	7	13	12	7	LG Electronics INC	614
6	6	7	6	8	LIXIL	165	15	-	7	14	8	DELTA FAUCET COMPANY	145	-	-	-	-	8	VOODOO(仏)	578
5	7	4	12	9	本田技研工業	143	7	5	5	16	9	GM Global Technology Operations LLC	122	-	18	6	14	9	Apple Inc	573
-	-	-	17	10	レック	141	-	-	-	-	10	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	98	-	-	18	16	10	Maxton Design Piotr Kardaś(ポーランド)	536
-	-	-	19	11	リスパック	138	-	-	-	19	11	Magio Leap Inc	93	-	-	-	-	11	Huawei Technologies Co Ltd	480
-	-	-	-	12	未来工業	134	-	-	-	-	12	3RF USA INC	92	4	1	8	5	12	PIERRE BALMAIN S.A.S(仏)	413
-	-	18	-	13	小林製薬	119	-	14	11	8	13	SPIGEN KOREA CO LTD	89	3	3	7	-	13	Robert Bosch GmbH(独)	406
15	-	16	14	14	セイコーエプソン	118	-	10	8	-	14	Bayerische Motoren Werke Aktiengesellschaft(独)	89	2	2	4	1	14	Rieker Schuh AG(スイス)	368
-	-	-	16	15	KONINKLIJKE PHILIPS NV(オランダ)	117	-	-	-	-	15	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT(独)	88	-	-	3	9	15	Google LLC	347
14	18	8	13	16	エフピコ	114	-	-	-	-	16	Aristocrat Technologies Australia Pty Limited(オーストラリア)	86	-	-	-	-	16	Gabor Shoes Aktiengesellschaft(独)	309
-	-	-	-	17	エレコム	113	-	-	-	-	17	Helen of Troy Limited(ババルバドス)	80	-	-	-	-	17	LUQOM Holding GmbH(独)	288
-	-	-	-	18	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	109	13	11	12	11	18	本田技研工業	79	-	-	-	-	18	THUN SPA(イタリア)	284
-	-	-	-	19	イトーキ	103	13	14	20	13	19	THE PROCTER & GAMBLE COMPANY	78	-	-	-	-	19	JACQUEMUS SAS(仏)	256
-	-	-	-	20	アイリスオーヤマ	99	-	-	13	9	20	Amazon Technologies Inc	77	-	-	-	10	20	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO., LTD.	253

図表 0-2-11 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（・地域）意匠登録件数（2021 年）
（中国・韓国）

中国 (CNIPA) への登録						韓国 (KIPO) への登録							
順位					出願人名	件数 2021	順位					出願人名	件数 2021
2017	2018	2019	2020	2021			2017	2018	2019	2020	2021		
-	-	-	-	1	QUANYOU FURNITURE Co Ltd	922	3	3	3	3	1	GJ CheilJedang Co Ltd	980
-	-	-	-	2	GUANGZHOU YONGBO LEATHERWEAR Co ZHOU TAI FOOK JEWELLERY(SHENZH EN) CO LTD	840	1	2	1	1	2	LG Electronics INC	824
-	-	-	-	3	Wenzhou Zhongyin shoes and Clothing Co Ltd	830	2	1	2	2	3	Samsung Electronics Co Ltd	616
-	-	-	-	4	GREE ELECTRIC APPLIANCES Inc OF ZHUHAI	782	-	-	-	9	4	Jeong Jin-woo	321
3	6	2	2	5	ZHEJIANG GEELY HOLDING GROUP Co Ltd	659	9	4	5	5	5	Hyundai Motor Co Ltd	234
-	-	-	-	6	GREAT WALL MOTOR Co Ltd	585	-	-	-	-	6	Alko Co Ltd	233
-	-	-	-	7	BEIJING BAIDU NETCOM SCIENCE & TECHNOLOGY CO	571	-	13	4	8	7	Apple Inc	232
-	-	-	-	8	BEIJING DAJIA INTERCONNECTION INFORMATION TECHNOLOGY CO LTD	522	18	9	7	-	8	Google LLD	173
-	-	-	-	9	Foshan wooden living Furniture Co Ltd	517	-	-	-	12	9	LG Household & Health Care Co Ltd	157
-	-	-	-	10	GUANGDONG GALANZ ENTERPRISES Co Ltd	507	-	-	-	-	10	Kim Won Do	153
-	-	-	-	11	Xiamen Fenggu Clothing Co Ltd	452	-	-	12	4	11	Alko Corporation	148
-	-	-	-	12	LG Electronics INC	395	-	-	-	-	12	Beginning Retail Co Ltd	145
-	-	-	-	13	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE Co Ltd	390	-	-	-	18	13	Lotte Confectionery Co Ltd	140
-	-	-	5	14	GUANGDONG XINBAO ELECTRICAL APPLIANCES	384	-	-	-	-	14	SL KH Co Ltd	137
-	-	-	-	15	JOMOO KITCHEN & BATH Co Ltd	383	-	-	-	-	15	Lx Hausys	135
-	-	-	-	16	QUANGDONG MIDEA LIFE ELECTRICAL APPLIANCE MANUFACTURING CO LTD	377	-	-	-	-	16	Magio Lip Incorporated	133
-	-	-	-	17	QUANGDONG MEDIA REFRIGERATION EQUIPMENT CO LTD	376	-	-	-	-	17	Hyundai Card Co Ltd	129
-	-	15	-	18	ALPHA GROUP CO LTD	370	-	-	-	-	18	Bingrae Co Ltd	127
-	-	-	-	19	KUKA HOME Co Ltd	361	-	-	-	-	19	KR	126
9	9	17	11	20		347	-	-	-	-	20	Shufigen Korea Co Ltd	109

7. ロカルノ分類クラス別調査

(1) [ロカルノ分類クラス別-出願先国・地域別] 意匠登録件数 (2021年)

2021年のロカルノ分類別の意匠登録件数はクラス06(室内用品)が110,822件で最も多く、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)(84,973件)、クラス09(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)(83,468件)、クラス26(照明用機器)(68,696件)と続いている。一方で、クラス18(印刷機及び事務用機器)の意匠登録件数が最も少ない。また、クラス32(グラフィックシンボル)を除き、全てのロカルノ分類クラスでCNIPAの意匠登録件数が多くなっている。

出願先国別にロカルノ分類クラス別の意匠登録件数を見ると、2021年のJPOの意匠登録件数は、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)が2,921件で最も多く、クラス09(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)、クラス06(室内用品)と続いている。

USPTOの意匠登録件数は、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)が5,655件で最も多く、クラス12(輸送又は昇降の手段)、クラス06(室内用品)と続いている。

EUIPOの意匠登録件数は、クラス06(室内用品)が11,138件で最も多く、次いで、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)、クラス02(衣料品及び裁縫用小物)と続いている。

CNIPAの意匠登録件数は、クラス06(室内用品)が92,664件で最も多く、クラス09(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)、と続いている。

KIPOの意匠登録件数は、クラス09(物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器)が6,507件で最も多く、クラス19(文房具及び事務用機器、美術材料及び教材)、クラス02(衣料品及び裁縫用小物)と続いている。

図表 0-2-12 [ロカルの分類クラス別—出願先国別] 意匠登録件数 (2021年)

		日本 (JPO)	米国 (USPTO)	欧州 (EUIPO)	中国 (CNIPA)	韓国 (KIPO)
クラス01	食料品	57件 0.2%	151件 0.4%	529件 0.5%	1,518件 0.2%	306件 0.6%
クラス02	衣料品及び裁縫用小物	1,035件 3.7%	1,998件 5.3%	9,595件 8.7%	39,677件 5.1%	4,790件 8.7%
クラス03	旅行用具、ケース、日傘及び身の回り品、他に該当しないもの	910件 3.3%	951件 2.5%	3,318件 3.0%	25,792件 3.3%	2,807件 5.1%
クラス04	ブラシ製品	184件 0.7%	277件 0.7%	609件 0.6%	4,243件 0.5%	193件 0.4%
クラス05	紡績用繊維、人工及び天然のシート材料	201件 0.7%	161件 0.4%	735件 0.7%	4,525件 0.6%	2,271件 4.1%
クラス06	室内用品	2,125件 7.6%	2,111件 5.6%	11,138件 10.1%	92,664件 11.8%	2,784件 5.1%
クラス07	家庭用品、他で明記されていないもの	1,252件 4.5%	1,950件 5.1%	4,956件 4.5%	53,638件 6.8%	1,958件 3.6%
クラス08	工具及び金物類	1,374件 4.9%	1,684件 4.4%	4,178件 3.8%	31,166件 4.0%	1,743件 3.2%
クラス09	物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器	2,224件 8.0%	1,911件 5.0%	6,861件 6.2%	65,965件 8.4%	6,507件 11.8%
クラス10	時計及びその他の測定機器、検査機器及び信号用機器	716件 2.6%	1,026件 2.7%	2,810件 2.5%	27,823件 3.5%	751件 1.4%
クラス11	装飾用品	630件 2.3%	792件 2.1%	3,682件 3.3%	30,250件 3.9%	3,132件 5.7%
クラス12	輸送又は昇降の手段	1,379件 4.9%	3,180件 8.4%	5,661件 5.1%	33,355件 4.2%	1,307件 2.4%
クラス13	電気の生産、供給又は変流のための機器	1,227件 4.4%	1,975件 5.2%	3,252件 2.9%	28,720件 3.7%	1,317件 2.4%
クラス14	記録、通信又は情報検索の機器	2,921件 10.4%	5,656件 14.9%	10,387件 9.4%	62,998件 8.0%	3,011件 5.5%
クラス15	機械、他で明記されていないもの	1,454件 5.2%	1,695件 4.5%	2,544件 2.3%	30,830件 3.9%	1,788件 3.3%
クラス16	写真用、映画用及び光学用の機器	469件 1.7%	693件 1.8%	1,337件 1.2%	9,099件 1.2%	648件 1.2%
クラス17	楽器	75件 0.3%	97件 0.3%	150件 0.1%	1,325件 0.2%	69件 0.1%
クラス18	印刷機及び事務用機器	50件 0.2%	128件 0.3%	272件 0.2%	1,083件 0.1%	147件 0.3%
クラス19	文房具及び事務用機器、美術材料及び教材	427件 1.5%	296件 0.8%	1,489件 1.3%	14,055件 1.8%	4,270件 7.8%
クラス20	販売及び広告機器、サイン	229件 0.8%	235件 0.6%	788件 0.7%	7,659件 1.0%	373件 0.7%
クラス21	遊戯用具、がん具、テント及び運動用品	1,055件 3.8%	1,749件 4.6%	6,083件 5.5%	34,911件 4.4%	1,442件 2.6%
クラス22	武器、火工品、狩猟、釣り及び害獣駆除のための物品	213件 0.8%	307件 0.8%	508件 0.5%	3,980件 0.5%	397件 0.7%
クラス23	液体供給機器、衛生用、暖房用、換気用及び空調用の機器、固体燃料	1,744件 6.2%	2,041件 5.4%	4,950件 4.5%	42,508件 5.4%	2,643件 4.8%
クラス24	医療用及び実験用器具	1,489件 5.3%	1,891件 5.0%	3,051件 2.8%	17,749件 2.3%	1,540件 2.8%
クラス25	建築用ユニット及び建築部材	1,361件 4.9%	711件 1.9%	3,423件 3.1%	18,604件 2.4%	3,902件 7.1%
クラス26	照明用機器	602件 2.2%	1,744件 4.6%	7,888件 7.1%	56,396件 7.2%	2,066件 3.8%
クラス27	たばこ及び喫煙用の供給品	125件 0.4%	385件 1.0%	661件 0.6%	5,323件 0.7%	189件 0.3%
クラス28	医療用品及び化粧品、化粧用品及び化粧器具	1,139件 4.1%	1,170件 3.1%	2,981件 2.7%	23,783件 3.0%	1,501件 2.7%
クラス29	火災防止用、事故防止用及び救援用の機器及び器具	877件 3.1%	232件 0.6%	547件 0.5%	2,431件 0.3%	131件 0.2%
クラス30	動物の手入れ及び世話用の物品	156件 0.6%	497件 1.3%	1,110件 1.0%	7,652件 1.0%	769件 1.4%
クラス31	飲食物を調理するための機械及び器具、他で明記されていないもの	110件 0.4%	239件 0.6%	578件 0.5%	5,801件 0.7%	191件 0.3%
クラス32	グラフィックシンボル及びロゴ、表面のパターン、装飾	144件 0.5%	85件 0.2%	4,329件 3.9%	4件 0.0%	0件 0.0%

(1) ロカルノサブクラス 14-04 に関する集計

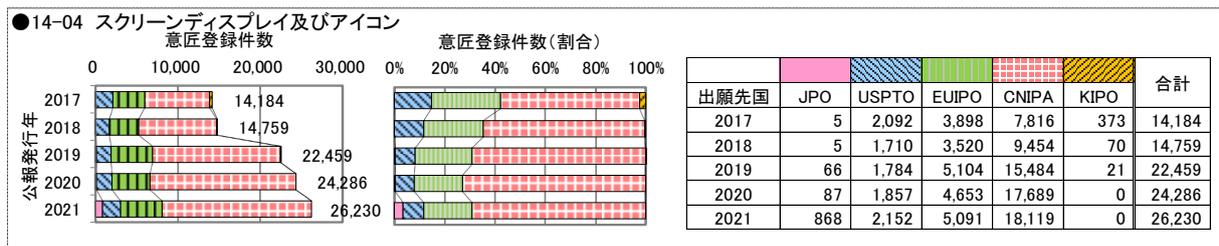
ロカルノサブクラス 14-04 の意匠登録件数は、2017 年で 14,184 件だったが 2021 年には 26,230 件まで増加している。

出願先国別に登録件数の推移を見ると、JPO への登録は、2017 年に 5 件だったものが 2021 年には 868 件まで増加している。登録件数が最も多いのは CNIPA で、2021 年に 18,119 件となっている。また、KIPO は 2017 年には 373 件だったが、減少し 2020 年から 0 件となっている。

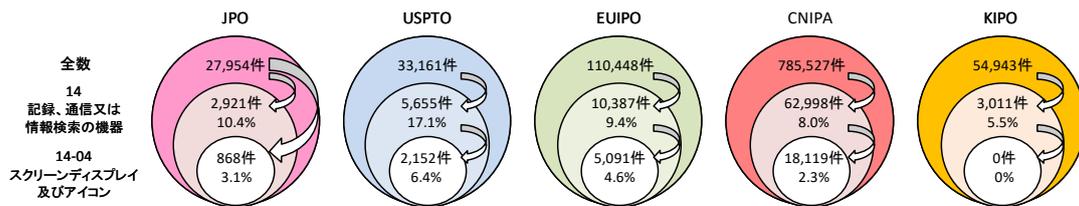
出願先国別に、登録件数の全数、クラス 14 の件数、14-04 の件数を比較すると、JPO では、登録件数全体の 3.1% を 14-04 が占める。登録件数全体に占める 14-04 の比率が最も高いのは米国で、6.4% となっている。

KIPO の 14-04 の登録は 2020 年以降 0 件となっているが、2017 年から 2019 年までの間に 14-04 に多く分類されていた意匠の名称「display panel」で意匠登録物品を逆引きすると、2019 年以降は 14-02 として登録、2018 年以前は 14-03、14-04 等混在している。KIPO における「display panel」の登録件数は、2018 年で 839 件、2019 年で 938 件、2020 年で 903 件、2021 年で 939 件となっている。14-04 に分類された登録件数の極端な減少は、KIPO におけるロカルノ分類付与基準が変更されたことに起因する可能性がある。

図表 0-2-13 [14-04－出願先国別] 意匠登録件数 (2017～2021 年)



図表 0-2-14 [14-04－出願先国別] 意匠登録件数 (2021 年)



第2節 日本の意匠登録動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

日本（JPO：日本国特許庁）のみを対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は、登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類、部分意匠制度及び画像意匠制度の利用の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-15 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	海外の知的財産庁については、意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないこと、出願から公報発行までの期間が長い庁では出願日ベースの意匠出願件数・意匠登録件数の把握に時間を要することから、出願日ではなく公報発行日を基準とする集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	日本意匠分類を特定した。

図表 0-2-16 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義）

集計条件	概要
使用データベース	特許庁の貸与物（意匠公報の書誌事項データ）
対象時期	2017年1月1日～2021年12月31日に意匠公報が発行された意匠登録とした。 2017～2019年に意匠公報が発行された意匠登録については、「令和2年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」に基づいて集計した。
対象分野	日本意匠分類A～Nグループを対象とした。
件数の定義	秘密意匠の請求があった意匠のうち、秘密意匠解除公報が発行されていないものは調査対象に含まない。

図表 0-2-17 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件		概要
出願人	出願人居住国・地域	<p>日本国居住者、米国居住者、EU加盟国居住者、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者に分けて調査した。</p> <p>「EU」は右記の欧州連合 27 か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の時期が 2020 年 12 月 31 日であることを鑑み、2020 年までのデータは EU に英国を含み、2021 年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含む。台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。意匠登録件数の多い国・地域については国・地域名を適宜記述した。</p>
	名称	<p>出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。米国・EU・中国及び韓国への意匠登録についても、原語の記述に相当する日本語、英語を可能な限り記載した。</p>
付与分類	日本意匠分類	<p>公報記載の日本意匠分類を対象とした。</p>

2. 日本意匠分類グループ別調査

JPOのみを対象として、日本意匠分類別ランキングを示す。

ランキングの傾向は概ね同様であるが、Cグループ（生活用品）が日本意匠分類の中では最も多く、2021年に過去5年間で初めて1番多くなった。次いで、Hグループ（電気電子機械器具及び通信機械器具）、Jグループ（一般機械器具）の順に多くなっている。

図表 0-2-18 日本意匠分類別のランキング（上位5位以内はハッチ）

	JPO									
	2017		2018		2019		2020		2021	
	件数	順位								
Aグループ(製造食品及び嗜好品)	92	12	74	12	66	12	77	12	86	13
Bグループ(衣服及び身の回り品)	2,619	7	2,674	5	2,518	6	2,906	5	2,829	4
Cグループ(生活用品)	2,985	3	3,300	2	3,111	3	3,241	2	4,078	1
Dグループ(住宅設備用品)	2,709	5	2,502	6	2,716	5	2,528	6	2,698	6
Eグループ(趣味娯楽用品及び運動競技用品)	945	11	1,111	10	1,017	10	1,144	10	1,233	10
Fグループ(事務用品及び販売用品)	3,275	2	3,292	3	3,102	4	3,168	3	2,773	5
Gグループ(運輸又は運搬機械)	2,304	8	1,977	8	2,094	8	2,148	7	1,598	9
Hグループ(電気電子機械器具及び通信機械器具)	4,376	1	3,994	1	4,963	1	4,610	1	3,954	2
Jグループ(一般機械器具)	2,671	6	3,070	4	3,328	2	3,007	4	2,999	3
Kグループ(産業機械器具)	2,742	4	2,380	7	2,299	7	1,950	8	2,081	7
Lグループ(土木建築用品)	2,002	9	1,799	9	1,756	9	1,782	9	1,923	8
Mグループ(AからLに属さないその他の基礎製品)	1,248	10	1,104	11	1,004	11	1,043	11	843	12
Nグループ(他グループに属さない物品)	0	13	0	13	0	13	41	13	859	11

第3節 国際登録（意匠）動向

1. 調査対象

(1) 調査対象国・機関

世界知的所有権機関（WIPO）における国際登録を対象とした。

(2) 調査項目

調査項目は登録番号、公報発行日、出願人居住国・地域、権利者名、日本意匠分類（日本を指定国とするもののみ）、ロカルノ分類（クラスまで）の6項目である。各調査項目の定義は下表のとおりである。

図表 0-2-19 調査項目と定義

調査項目	定義
登録番号	公報記載の番号とした。
公報発行日	意匠出願件数に関する詳細な情報が得られないことから、出願日ではなく公報発行日を基準とした集計を行った。
出願人居住国・地域	出願人居住国・地域を調査した。
権利者名	出願人名称を、下記に示すとおり調査した。また、登録上位出願人のうち個人については、個人名でなく「個人」と記した。
意匠分類	ロカルノ分類を特定した。また、日本を指定国とするもののみ日本意匠分類を特定した。

ハーグ協定の非加盟国に居住する出願人は、以下の条件のうちいずれかを満たしている場合に WIPO での出願が可能である⁴。

ハーグ協定の加盟国/地域の領域内において国籍（Nationality）を有する

ハーグ協定の加盟国/地域の住所（Domicile）を有する

現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所（Real and Effective Industrial or Commercial Establishment）を有する

常居所（Habitual Residence）を有する（ハーグ協定ジュネーブ改正協定）

なお、集計においては出願人の住所または居所に示された国コード・地域コードに基づくことで、非加盟国の出願人においても本来の居住国・地域で集計を行っている。

⁴ WIPO, Hague Agreement Concerning the International Registration of Industrial Designs, Article3 より作成。

図表 0-2-20 集計条件（使用データベース・対象時期・対象分野・件数の定義・抽出の方法）

集計条件	概要
使用データベース	Questel 社 Orbit.com 意匠モジュール ⁵ なお、2017年～2019年は「令和2年度意匠出願動向調査報告書ーマクロ調査ー」の値を用いた。
対象時期	2017年1月1日～2021年12月31日に国際意匠公報が発行された国際意匠登録とした。
対象分野	日本意匠分類A～Nグループ、ロカルノ分類（第13版）クラス01～32を対象とした。ただし、画像に関してのみ、サブクラスを含む14-04も調査対象とした。
件数の定義	個々の意匠単位で集計した。
抽出の方法	Orbit.com 意匠モジュールから公報発行日 (Publication Date) をキーに 2020～2021年発行の意匠登録の登録番号（枝番を含む）のリストをダウンロードし、所定の項目を抽出した。

図表 0-2-21 集計条件（出願人・分類付与）

集計条件	概要	
出願人	定義	筆頭出願人の名称とした。
	出願人居住国・地域	筆頭出願人の住所又は居所に示された国・地域コードに基づく。 日本国居住者、米国居住者、EU加盟国居住者（ドイツ居住者、フランス居住者、その他EU加盟国居住者上位3か国）、中国居住者、韓国居住者、その他国・地域居住者（スイス居住者、英国居住者（2021年のみ）、その他国・地域居住者上位3又は4か国）に分けて調査した。 「EU」は右記の欧州連合27か国とした。具体的には、アイルランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルクが含まれる。なお、欧州連合加盟国の海外領土（バミューダ島・ケイマン諸島・ジャージー島など）は「EU」に含まない。他方、本年度調査においては英国の欧州連合離脱の完了時期が2020年12月31日であることを鑑み、2020年までのデータはEUに英国を含み、2021年のデータには含まずに集計している。「中国」には、香港・マカオを含み、台湾は含まない。「その他」は、日本、米国、EU、中国及び韓国を除く国・地域とした。
	名称	出願人名称については、原則として公報記載の記述に従った。加えて、日本語名称を可能な限り記載した。
分類	日本意匠分類	公報記載の日本を指定国とするものに関して日本意匠分類を対象とした。
	ロカルノ分類	公報記載のロカルノ分類を対象とした。
指定国	公報記載の指定国を対象とした。また、指定国別調査は日本、米国、EU及び韓国のみ調査を行った。	

5 Questel 社 Orbit.com 意匠モジュールは世界 30 か国 2 機関（オーストリア、ベネルクス、ブルガリア、カナダ、中国、キプロス、チェコ、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イスラエル、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、マルタ、メキシコ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国、WIPO、EUIPO）の意匠公報に関する書誌情報が入手可能な商用データベース。

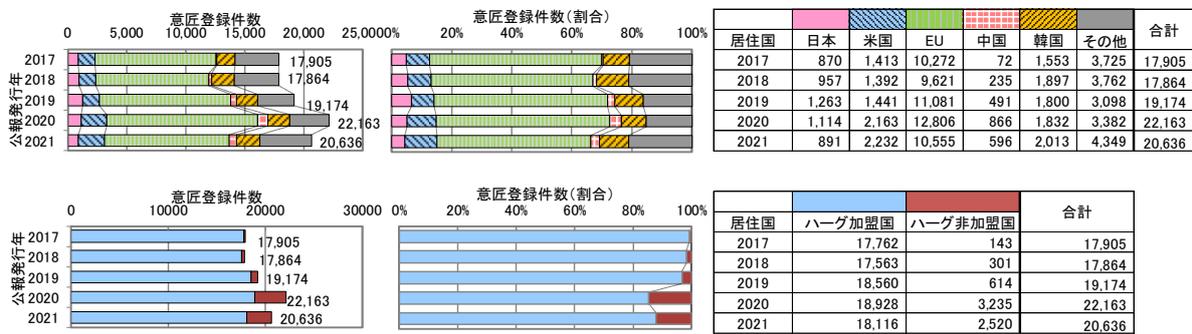
2. 調査結果概要

(1) [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数

意匠登録件数は2017年から2020年まで増加傾向にあったが、22,163件(2020年)から20,636件(2021年)に減少した。

出願人居住国別に意匠登録件数を見ると、欧州居住者による意匠登録件数が11,555件(2021年)で最も多く、その他国居住者、米国居住者、韓国居住者、日本国居住者、中国居住者と続いている。また、日本国居住者においては2019年をピークに意匠登録件数が減少している。意匠登録件数のうち、ハーグ加盟国による意匠登録件数は18,116件となっている。

図表 0-2-22 [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数(2017~2021年)(WIPO)



図表 0-2-23 [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数 EU 内訳(2017~2021年)(WIPO)

居住国・地域			EU上位		
	ドイツ	フランス	EU上位①	EU上位②	EU上位③
2017	4,090	1,283	イタリア 1,045	オランダ 910	キプロス 569
2018	3,800	1,247	イタリア 1,046	オランダ 780	ギリシャ 388
2019	3,709	1,117	イタリア 1,868	オランダ 1,413	スウェーデン 376
2020	5,332	1,198	イタリア 1,421	オランダ 1,314	スウェーデン 495
2021	3,688	1,469	イタリア 1,653	オランダ 1,091	スウェーデン 384

図表 0-2-24 [出願人居住国・地域別] 意匠登録件数その他内訳(2017~2021年)(WIPO)

居住国・地域	スイス	その他上位			
	その他上位①	その他上位②	その他上位③	その他上位④	
2017	2,782	トルコ 464	ウクライナ 163	リヒテンシュタイン 163	ノルウェー 162
2018	2,544	トルコ 427	ノルウェー 115	リヒテンシュタイン 67	ボスニアヘルツェゴビナ 62
2019	2,179	トルコ 333	リヒテンシュタイン 113	ロシア 108	ノルウェー 89
2020	2,028	トルコ 505	ノルウェー 194	カナダ 147	ロシア 78
2021	2,181	イギリス 579	トルコ 484	ノルウェー 213	シンガポール 209

(2) 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数を見ると、SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.（韓国）が最も多く、次いで、KONINKLIJKE PHILIPS N.V.(オランダ)、The Procter & Gamble Company（アメリカ）と続いている。

図表 0-2-25 意匠登録上位 20 者の名称・居住国（地域）・意匠登録件数

WIPOでの登録						件数 2021
順位						
2017	2018	2019	2020	2021		
2	1	1	1	1	SAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD.	796
-	10	6	7	2	KONINKLIJKE PHILIPS N.V.(オランダ)	678
6	3	5	2	3	The Procter & Gamble Company	665
1	2	3	6	4	LG ELECTRONICS INC.	662
5	7	4	4	5	VOLKSWAGEN AKTIENGESELLSCHAFT	399
-	11	8	14	6	PSA AUTOMOBILES SA	303
-	-	12	17	7	THUN SPA(イタリア)	284
-	-	17	5	8	BEIJING XIAOMI MOBILE SOFTWARE CO. LTD.	227
-	-	-	-	9	LUQOM GmbH	216
-	-	-	-	10	HARRY WINSTON SA	196
-	-	19	13	11	DAIMLER AG	178
-	-	-	-	12	HERMES SELLIER (Société par actions simplifiée)	168
-	-	-	-	13	JT International S.A.	158
10	13	13	-	14	三菱電機	150
3	4	2	-	15	I. PALEOHORINOS FOTISTIKA A.B.E.E.(ギリシャ)	138
-	-	10	-	16	THE GILLETTE COMPANY LLO	135
-	-	-	-	17	KWAI GAMES PTE. LTD.(シンガポール)	120
-	-	-	-	18	Hyundai Motor Company	114
-	-	-	-	19	Hansgrohe SE	114
-	-	-	-	20	RICHEMONT INTERNATIONAL SA	112

第3章 グローバル企業の日米欧中韓の意匠登録動向及び国際登録（意匠）動向

近年、企業における競争戦略がグローバルを舞台とした流れにある中で、製品開発戦略やブランド戦略等に対してデザインが果たす役割はグローバルレベルでますます重要となってきた。

ここでは、日本市場を含めて国際的に事業展開を行い、積極的に意匠登録を行っている企業について、その事業展開の動向と照らし合わせながら日米欧中韓における、国・地域別／ロカルノ分類クラス別のミクロ的な意匠登録動向の特徴を分析する。

第1節 調査方法

1. 調査項目

グローバル企業における過去5年間（2017年～2021年、公報発行年）の意匠登録件数等について、「(視点①) グローバル企業の名称・居住国（地域）・事業分野・企業規模」「(視点②) グローバル企業の経営状況の推移」「(視点③) グローバル企業の意匠登録件数（出願先国・地域別）」「(視点④) グローバル企業の意匠登録件数（ロカルノ分類クラス別－出願先国・地域別）」という4つの視点で調査を実施する。

2. 企業選定方法

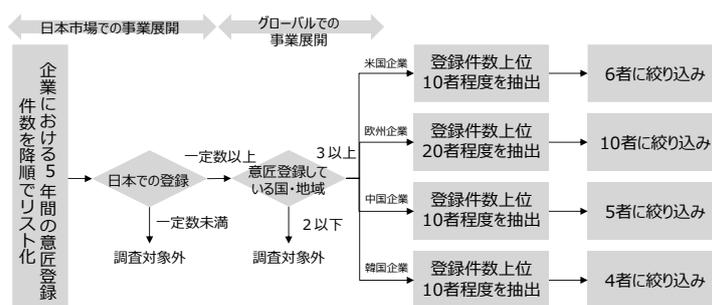
(1) 選定にあたっての全体方針

分析対象企業として、日本を含めて国際的に事業展開し、積極的に意匠登録を行っていると思われる主要企業（グローバル企業）25社を選定する。具体的には直近（2021年）に日本で一定数の意匠登録件数および事業実態が認められ、かつ国際的な事業展開という観点から3庁以上で意匠登録がある企業を母集団とし、その中で意匠登録件数が比較的多い米国企業6社、欧州企業10社、中国企業5社、韓国企業4社を業種等のバランスを踏まえて選定した。

(2) 企業の選定手順

本調査は、日本を含めてグローバルに事業展開している企業の意匠登録動向を分析することを目的としている。したがって、複数の国・地域において継続的に意匠登録されている企業を選定することが望ましい。また、意匠登録動向を分析するにあたっては、一定数の意匠登録件数が必要となるため、そのような企業の中でも意匠登録件数の多い方を優先して選定する。このような考え方に沿って、今回以下のステップで25社の企業選定を行った。

図表 0-3-1 調査対象企業の選定手順



第2節 調査結果概要

1. 分析対象企業

前述の手順で抽出された分析対象企業名と意匠登録件数の一覧を以下に示す。

図表 0-3-2 分析対象企業および意匠登録件数推移

#	企業名	居住国	意匠登録	2017					増加率
				2017	2018	2019	2020	2021	
1	3M(スリーエム)	米	1,550	392	428	281	272	177	-54.8%
2	Apple(アップル)	米	6,182	806	783	1,454	1,449	1,690	109.7%
3	Google(グーグル)	米	4,742	583	571	1,741	1,044	803	37.7%
4	Nike(ナイキ)	米	10,794	2,759	1,863	1,998	2,613	1,561	-43.4%
5	The Procter & Gamble(P&G)	米	3,845	507	806	577	878	1,077	112.4%
6	SharkNinja(シャークニンジャ)	米	979	115	224	230	215	195	69.6%
7	adidas(アディダス)	欧	1,761	350	323	336	409	343	-2.0%
8	Alfred Kärcher(ケルヒャー)	欧	790	140	128	150	240	132	-5.7%
9	Ferrari(フェラーリ)	欧	887	85	75	318	251	158	85.9%
10	Harry Winston(ハリー・ウィンストン)	欧	1,514	215	108	190	416	585	172.1%
11	Hermès(エルメス)	欧	1,296	314	303	173	224	282	-10.2%
12	Koninklijke Philips(フィリップス)	欧	4,044	454	663	633	1,226	1,068	135.2%
13	Louis Vuitton(ルイ・ヴィトン)	欧	955	127	86	220	262	260	104.7%
14	Philip Morris(フィリップモリス)	欧	894	25	168	409	164	128	412.0%
15	Robert Bosch(ボッシュ)	欧	3,572	898	1,003	749	420	502	-44.1%
16	Volkswagen(フォルクスワーゲン)	欧	1,894	271	311	303	465	544	100.7%
17	DJI(ディー・ジェイ・アイ)	中	547	157	69	115	66	140	-10.8%
18	Huawei Technologies(ファーウェイ)	中	2,479	234	220	486	687	852	264.1%
19	Midea Group(美的集団)	中	403	30	70	35	82	186	520.0%
20	OPPO(オッポ)	中	1,574	109	165	309	581	410	276.1%
21	Xiaomi(シャオミ)	中	3,146	252	266	512	1,270	846	235.7%
22	CJ CheilJedang(CJ第一製糖)	韓	3,229	551	460	526	624	1,068	93.8%
23	LG Electronics(LGエレクトロニクス)	韓	12,842	2,440	2,381	2,751	2,559	2,711	11.1%
24	Samsung Electronics(サムスン電子)	韓	13,805	3,117	2,863	3,090	2,475	2,260	-27.5%
25	Spigen(シュピゲン)	韓	1,032	130	254	253	209	186	43.1%

注1) 増加率 = (2021年の意匠登録件数 - 2017年の意匠登録件数) / (2017年の意匠登録件数)

2. グローバル企業の傾向

(1) グローバル企業の意匠登録動向

グローバル企業 25 者を抽出したところ、Samsung Electronics (サムスン電子) が最も意匠登録件数が多く、LG Electronics (LG エレクトロニクス)、Nike (ナイキ) と続いており、いずれの企業も毎年 1,500 件~3,000 件強の件数を登録している。

一方で、2017 年と比較した意匠登録件数の増加割合で見ると、これらの企業は必ずしも高くなく、Midea Group (美的集団)、Philip Morris (フィリップモリス)、OPPO (オッポ)、Huawei Technologies (ファーウェイ)、Xiaomi (シャオミ) が 200%以上の伸びを見せている。

(2) 企業活動におけるデザイン面の取組

各企業におけるデザイン面からの取組を見ると、複数の企業でデザインとサステナビリティを紐づけて PR している例が確認された。例えば、adidas (アディダス) では実際の商品開発サイクルの中でデザイナーとサステナビリティ担当エンジニアの協働が推進されているほか、Philip Morris (フィリップモリス) では製品デザインにサステナビリティ

の考え方を組み込むことが推進されている。また、CJ CheilJedang（CJ 第一製糖）でもやはり製品パッケージのデザインに際して環境配慮の視点を取り入れている。

これとは別で、製品デザインにデジタルツールを活用している例も複数確認された。例えば Volkswagen（フォルクスワーゲン）では、独自のデジタル・デザイン・ツールを開発し、それを活用して量産車のデザインに役立てているほか、adidas（アディダス）では画期的な 3D プリンタを活用して独創的なソールデザインを実現したランニングシューズ開発を行っている。

これらはデザイン面の取組に関する一例に過ぎないが、今後こうしたデザイン活動に関する新たな潮流も意識していく必要がある。

第4章 各国及び地域におけるデザイン政策と意匠制度

本年度調査においては、調査対象地域を9か国・地域に広げて分析を行った。

図表 0-4-1 各国及び地域の意匠制度の概況

	日本	米国	欧州	中国	韓国	台湾
組織	特許庁	合衆国特許商標庁 (USPTO)	欧州知的財産庁 (EUIPO)	国家知識産権局 (CNIPA)	韓国特許庁 (KIPO)	台湾經濟部智慧財産局 (TIPO)
根拠法	意匠法 (昭和34年法律第125号)	合衆国法典第35編 (35 U.S.C) 第16章	欧州共同体意匠規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)	専利法	デザイン保護法	専利法
規則・細則	意匠法施行規則	特許規則 (Patent Rules)、特許審査便覧、特許関連注意事項	共同体意匠実施規則 (Council Regulation (EC) No 2245/2002)	専利法実施細則	デザイン保護法施行令、デザイン保護法施行規則	専利法施行規則
審査基準	意匠審査基準	MPEP 審査ガイドダンス	Design guidelines	専利審査指南	デザイン審査基準	専利審査基準
登録要件	新規性 (需要者) 創作非容易性 (当業者) 工業上利用可能性	新規性 (平均的な観察者) 非自明性 (通常デザイナー) 装飾性	新規性 (共同体内で事業を営む当業者) 独自性 (情報に通じた使用者)	新規性 (一般消費者) 創作非容易性	新規性 (当該デザイン分野の通常人) 創作非容易性 (2014年7月より厳格化) 工業上利用可能性	新規性 創作非容易性 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	・国内外公知意匠 ・国内外刊行物記載等	・特許された意匠 ・刊行物記載 ・公然実施等 (地域的な限定はない)	公衆の利用に供された意匠 (地域的な限定はない)	・国内外刊行物 ・国内外公知意匠	・国内外公知デザイン ・国内外公然実施デザイン ・国内外刊行物等	・刊行物等 ・公然実施意匠 ・公知意匠 (地域的な限定はない)
登録要件に係る実体審査の有無	有	有	無	無	有 (一部物品で無)	有
出願単位	一意匠一出願 (2021年4月1日より複数意匠一括出願に変更)	多意匠一出願 (単一の創作概念の範囲内に含まれる場合)	多意匠一出願 (ロカルノ分類が同一の場合)	多意匠一出願 (類似する意匠を10まで)	多意匠一出願 (2014年7月以降、同一ロカルノ分類のデザインを100まで)	一意匠一出願
関連意匠制度	有 (基礎意匠の出願日から10年)	無 (単一の創作概念の範囲内に含まれれば、実施例として、一出願に含めることは可能)	無 (多意匠一出願は可能)	無 (10以内であれば、類似する意匠を一出願に含めることが可能、2021年6月より6か月の国内優先権主張が可能に)	有 (2014年7月より、類似意匠制度から変更、本意匠の出願日から1年)	有 (2013年より、連合意匠制度から変更、本意匠の公告まで)
部分意匠制度	有	有 (disclaim による)	有 (物品性を要求しないため)	有	有	有
秘密意匠制度	有	無	有	無	有	有
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から25年	登録日から15年間 (2013年12月より前は14年)	出願日から5年、以後5年毎に4回まで更新可能で最長25年	出願日から10年 (2021年6月より、15年)	登録日から20年 (2014年7月より前は15年)	出願日から15年

図表 0-4-2 各国及び地域の意匠制度の概況（前頁の続き）

	英国	タイ	ベトナム
組織	英国知的財産庁 (UKIPO)	タイ知的財産局 (DIP)	ベトナム国際知的財産庁 (IP Viet Nam)
根拠法	著作権、意匠及び特許法 登録意匠法	特許法	知的財産法
規則・細則	登録意匠規則	特許規則	産業財産権に関する省令
審査基準	登録意匠審査実務ガイド	意匠出願審査マニュアル	意匠審査基準
登録要件	新規性 独自性	新規性	新規性（著しく異なる） 創作性 工業上利用可能性
新規性判断の基礎資料	公衆の利用に供された意匠（地域的な限定はない）	・国内外刊行物 ・国内外公知意匠	・国内外公知意匠 ・国内外刊行物記載等
登録要件に係る実体審査の有無	無	有	有
出願単位	多意匠一出願	一意匠一出願	一意匠一出願
関連意匠制度	有	無	無
部分意匠制度	有	無	無
秘密意匠制度	有	無（公開延期の規定は有）	無（公開遅延制度は有）
意匠権の存続期間及び起算点	出願日から5年、以後5年毎に4回まで更新可能で最長25年	最長で出願日から10年であり、延長は不可	出願日から5年の「終わりに満了し、5年を単位とする2連続期間更新可能

第5章 総合分析

第1節 時系列データを用いた各国の傾向分析

1. 調査概要

(1) 背景・目的

「意匠出願動向調査-マクロ調査」は、2005年より調査を開始しており、本年度で17年を迎える。例年5年程度の調査期間を対象に整理・分析を進めているが、本調査では過去17年の時系列の意匠登録件数のデータと国際機関等が公表しているマクロ経済指標等を用いることで、各国の意匠登録件数の傾向を把握する。

また、日本では「特許法等の一部を改正する法律案」が2019年5月10日に可決・成立し、同年5月17日に法律第3号として公布された。2020年4月に令和元年改正意匠法の一部が施行し、画像・建築物・内装のデザインについても登録可能となるなど大幅に改正された（一部改正は2021年4月1日に施行）。そこで、時系列データを用いることで各国の制度改正の影響についても把握したい。

(2) 仮説及び分析の手順

本年度調査では、「意匠登録件数はマクロ経済指標等と相関関係にあるが、意匠制度の保護対象の拡大等は、通常の経済動向の影響以上に意匠登録件数が増加する」ことを仮説とし、これを踏まえて2段階のステップで分析をおこなう。

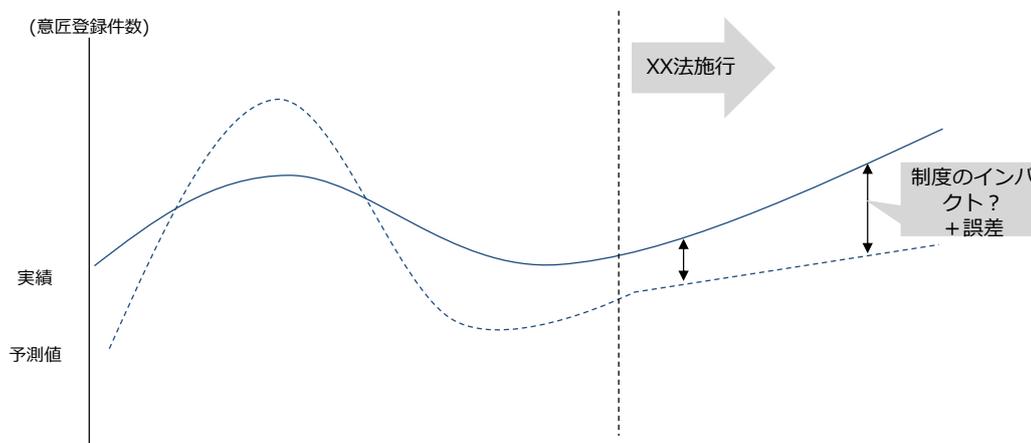
まず、各国における意匠登録件数と相関関係が高いマクロ経済指標等を抽出し、そのうえで制度的なインパクトを定性的に検討する。

図表 0-5-1 分析の手順

- ①時系列データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する
- ②①を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する

②について補足すると、①で求められたマクロ経済指標等により予測値を作成し、これを補助線にして、制度のインパクトを定性的に検討するものである。

図表 0-5-2 制度的なインパクトの検討イメージ

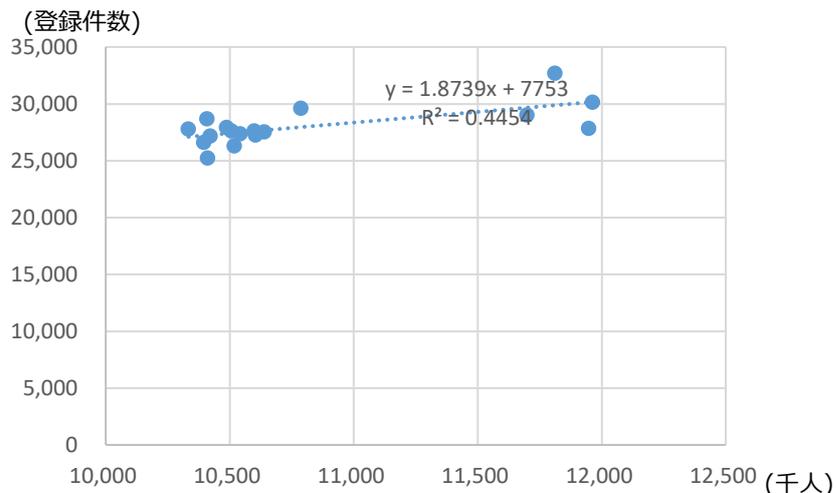


(3) 用語等

本年度の分析では、回帰分析を用いて分析を行った。回帰とは、被説明変数(y)について説明変数(x)を使った式で表現することを指す。この関係性を示した式を「回帰式」といい、回帰式を算出することを「回帰分析」という。回帰式はもともと誤差 (u) が小さくなる式により求められ、最小二乗法と呼ばれる方法で算出している。

たとえば、日本の 2005~2021 年のデータを対象に、各年の意匠登録件数を y、製造業就業者人口を x としたときには、 y (意匠登録件数) = $1.8739x$ (製造業就業者人口) + 7753 (切片) であらわすことができる。

図表 0-5-3 回帰式の例 (意匠登録件数 : y、製造業就業者人口 : x)



回帰分析では様々な統計量をあらわす用語があるが、本稿では回帰式及び R^2 と p 値を主にあつかう。

図表 0-5-4 用語

用語	概説
R^2 (決定係数)	回帰式がどの程度被説明変数を説明できるのかを表す値。0~1 の値をとる。
p 値	帰無仮説 (係数が 0 である) が正しいと仮定した場合に、その値となる確率を指す。P 値が小さいほど、その値になることはなく、帰無仮説を棄却できる。一般的には P 値が 5% や 1% 以下 (それぞれ * [アスタリスク] で表現することが多く、5% 以下では *、1% 以下では ** と表す) を棄却することが多い。
(参考) 相関係数	X と Y の間の相関関係を表し、-1~1 であらわす。
(参考) t 値	帰無仮説 (係数が 0 である) が正しいと仮定した場合に、統計量が t 分布に従うとした場合の統計量である。分布はサンプルサイズとばらつきの両方を踏まえたものとなる。

このほか、留意点としては、EUIPO についてはハーグ経由の意匠登録件数を除いて算出しており、合計値は第 2 部の値と異なる。また、2005 年の韓国・中国においてはロカルフノ分類が付与されているもののみを集計対象とした。

(4) 変数の設定

回帰分析における被説明変数は2005～2021年の意匠登録件数を用いた。また、説明変数については、以下の①～⑦のデータを用いた。変数の設定にあたっては、①国内消費市場の拡大/縮小、②～④は生産規模の拡大/縮小、⑤～⑥は国内の付加価値の拡大/縮小、⑦は過年度からの影響を想定して設定した。

図表 0-5-5 利用したマクロ経済指標等⁶

①人口（千人）
②労働力人口（千人） ⁷
③就業者人口（千人）
④製造業就業者人口（千人）
⑤GDP（百万\$）
⑥製造業のGDP（百万\$）
⑦前年度の意匠登録件数（件数）

(5) 調査対象の制度

対象となる制度は、意匠権の出願人に影響がある WIPO Lex 及び過年度調査、各種公表資料で紹介されている改正動向について、意匠登録件数のグラフに加筆した。

図表 0-5-6 対象とした制度一覧

	日本	米国	EU	中国	韓国
2005	知的財産高等裁判所施行[2004 成立、2005.4.1 施行]				
2006	「意匠法等の一部を改正する法律」により新規性喪失の例外適用手続き見直し[2006 成立、2006.9.1 施行]				
2007	「意匠法等の一部を改正する法律」により輸出の定義規定の追加等[2006 成立、2007.1.1 施行]、画面デザインの保護の拡充、意匠権の保護期間が15年から20年に延長など[2006 成立、最も遅いものは2007.4.1 施行]		スペーパーツの意匠保護廃止に関する欧州意匠指令改正案が欧州議会で採択[2007.12]（2014年に撤回）		

⁶ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は2005～2019年の15時点、⑦は2006～2019年の14時点を対象。

⁷ 労働力人口とは、労働の意思と労働可能な能力をもった15歳以上である。就業者+完全失業者の合計で算出。

	日本	米国	EU	中国	韓国
2008			ハーグ協定 [2007.9 批准、 2008.1.1 発効] Fast-Track 制度 開始[2008.9.23 施行]		無審査登録制度の 拡大（加工食品及 び嗜好品、画像） [2008.1.1 施行]
2009	「特許法等の一部を 改正する法律」によ り、不服審判請求 期間の延長と手数 料の銀行口座から の納付の導入 [2008.4 成立、 2009.1.1 施行]			専利法改正（意匠 権行使範囲の見直 し、創作非容易性 および類似意匠制 度導入等） [2009.10.1 施行]	
2010				中国専利法実施細 則及び審査指南の 施行[2010.6.28 開始]（創作非容 易性が導入）	デザイン保護法施行 規則が改正。立体 図面の提出の許 容、図面提出方法 の自由化、無審査 品目の拡大（装飾 品、履物、書画用 品、事務用品）、 存続期間の延長 [2010.1.1 施行]
2011					無審査品目の拡大 （身の回り品、かば ん、衣服、家庭用 健康衛生用品、慶 弔用品、室内用小 型整理用具、広告 用具、電子計算 機）[2011.1.1 施 行]
2012	「特許法等の一部を 改正する法律」によ り意匠登録料金（ 11 年目以降）の 引き下げ[2011 成 立、2012.4.1]				
2013		グレースピリオドを有 する先願主義に移 行[2013 年] 保護期間が 14→ 15 年に延長[2012 成立、 2013.12.18 施 行] 意匠特許出願料を 値下げする一方、審 査料を値上げ [2013.3.19]		専利審査指南改正 により、初歩審査に おいて先行意匠を 検索により確認で きるように [2013.10.15 開 始]	

	日本	米国	EU	中国	韓国
2014		意匠特許登録料の値下げ（前年の出願関係手数料の改定と合わせると、出願から登録までに必要な料金は値下げ）[2014.1]	（2007年12月のスベアパーツを保護対象外とする法案があったが2014.5.31廃案）	専利審査指南改正によりGUIの保護が開始[2014.5開始] 知的財産法院の設置[2014.11.3施行]	韓国意匠法全面改正（創作性要件の強化、関連意匠制度導入、無審査分野を18分野→3分野に縮小し名称を一部審査登録制度に変更） [2014.7.1.施行] ハーグ協定経由での国際出願制度開始 [2014.7発効]
2015	「特許法等の一部を改正する法律」及びハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2014成立、2015.5.13発効]	「特許法等の一部を改正する法律」によりハーグ協定経由での国際意匠登録制度[2012成立、2015.5.13発効]		「最高人民法院による専利紛争案件審理の法律適用問題に関する若干規定」により権利者保護を拡充（損害賠償額の認定方法の変更等）[2015.2.1施行]	意匠審査基準の改訂（図面要件の緩和など） [2015.10.1]
2016			OHIMよりEUIPOに改称 [2016.3.23]	「最高人民法院による専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）」（意匠の類否を判断する場合の認定方法、組み物・部品・変化する意匠の保護範囲等） [2016.4.1施行]	意匠審査基準の改訂（画面デザインの特有の事情の反映）[2016.1.1] 個人の出願費用減免制度[2016.7開始]
2017				北京市高級裁判所《特許権侵害判定指南》修訂（意匠権の保護範囲の確定等） [2017.4.27公表]	意匠審査基準の改訂（創作非容易性要件の判断における運用変更など） [2017.1.1]
2018	新規性喪失の例外の適用期間の延長 [2018.6.9施行]			SIPOよりCNIPAに改称[2018.8.28]	部分デザインにおける一体性認定の範囲拡大など [2018.1.1施行]
2019	意匠法施行規則の改正及び意匠審査基準の改訂により、6面図要件の廃止をはじめとした図面提出・記載要件の緩和等[2019.5.1施行]			専利審査指南改正により優先審査の明確化と希望者に遅延審査の審査 [2019.11.1施行]	デザインの表現様式の一部要件緩和やフォント・食品の特殊なデザインの審査基準の新設 [2019.1.1施行] 国選代理人制度の導入[2019.7.9] 新規性喪失の例外の証明書類などの変更[2019.10.1]

	日本	米国	EU	中国	韓国
2020	優先権書類の特許庁間における電子的交換[2018 成立、2020.1.1 施行] 令和元年意匠法改正（保護対象の拡充、関連意匠制度の拡充、保護期間の延長等） [2020.4.1 一部施行]	早期審査料の値上げ[2020.10.2]			一部審査分野を3分野から7分野に拡大[2020.9.1 施行]
2021	令和元年意匠法改正残りの部分の施行（複数意匠一括出願の導入等） [2021.4.1 施行]			中国第4次改正専利法(部分意匠制度の導入、国内優先権制度の意匠への適用拡大、保護期間延長) [2021.6.1 施行]	意匠権の損害額の計算方法の変更 [2021.6.22 施行] デザイン保護法改正（画像そのものを保護対象に追加） [2021.10.21 施行]
2022		特許証の電子発行 [2022.5.24] 小規模・零細事業者の意匠特許登録料の値下げ [2022.12.29]		ハーグ協定ジュネーブ改正協定への加盟[2022.5.5 発効]	

(6) 分析結果 (①時系列データから各国のマクロ経済指標との相関関係を把握する)

下表では日米欧中韓における当該期間の意匠登録件数との相関関係をみるために、回帰式と説明変数の p 値、モデル自体の当てはまりを整理した。

日本では、④製造業就業者人口、⑦前年度の意匠登録件数のみに相関がある。米国では、人口や労働力人口などに相関があり、中国では GDP と相関がみられ、韓国ではいずれの変数でも相関がみられる。EU は英国の離脱により説明変数の変動が大きいいため、決定係数がいずれも低い水準にあるが、就業者人口・GDP などと相関がみられる。

図表 0-5-7 マクロ経済指標等と意匠登録件数の相関関係⁸

	日本			米国		
	回帰式	p値	R ²	回帰式	p値	R ²
①人口 (千人)	y=0.3964x-22365.9		0.007	y=0.3967x-100845.8	**	0.766
②労働力人口 (千人)	y=-0.0151x+29053.1		0.000	y=1.0642x-146387.5	**	0.873
③就業者人口 (千人)	y=-0.2042x+41191.2		0.029	y=0.7754x-91997.7	**	0.743
④製造業就業者人口 (千人)	y=1.8739x+7753	**	0.445	y=-1.3935x+48572.1		0.034
⑤GDP (百万 \$)	y=-0.0007x+31818.4		0.046	y=0.0019x-6474.1	**	0.812
⑥製造業のGDP (百万 \$)	y=-0.0019x+30027.1		0.011	y=0.0211x-17091.9	**	0.763
⑦前年度の意匠登録件数 (件数)	y=0.3944x+16689.3	*	0.317	y=0.7758x+6891.7	**	0.767

	EU			中国		
	回帰式	p値	R ²	回帰式	p値	R ²
①人口 (千人)	y=0.1803x-9454.7		0.116	y=4.6771x-6030876	**	0.872
②労働力人口 (千人)	y=0.4026x-16971.3		0.168	y=4.1068x-2819872.1		0.024
③就業者人口 (千人)	y=0.5515x-41727.5	*	0.292	y=2.3133x-1335600.4		0.008
④製造業就業者人口 (千人)	y=-1.9172x+148488.3		0.097	y=-3.4928x+917408.4		0.025
⑤GDP (百万 \$)	y=0.005x-5100.9	*	0.245	y=0.0388x+21577	**	0.919
⑥製造業のGDP (百万 \$)	y=0.0311x+3584.4	*	0.240	y=0.1659x-51882	**	0.916
⑦前年度の意匠登録件数 (件数)	y=0.9081x+9273.8	**	0.831	y=0.9971x+45162.4	**	0.885

	韓国		
	回帰式	p値	R ²
①人口 (千人)	y=5.1622x-213302.4	**	0.809
②労働力人口 (千人)	y=4.3901x-71807.3	**	0.816
③就業者人口 (千人)	y=4.7857x-78038.5	**	0.840
④製造業就業者人口 (千人)	y=27.8767x-75913.8	**	0.739
⑤GDP (百万 \$)	y=0.0297x+5025.4	**	0.795
⑥製造業のGDP (百万 \$)	y=0.1046x+7443.6	**	0.793
⑦前年度の意匠登録件数 (件数)	y=0.8066x+9871.9	**	0.661

⁸ データの出典は、①、⑤～⑥：UN、②～④：ILO のデータを用いた。被説明変数および⑦は特許庁データ及び Orbit Design のデータを使用した。①～⑥は 2005～2019 年の 15 時点、⑦は 2006～2019 年の 14 時点を対象。

2. ②①を参考にしつつ、制度的なインパクトを検討する

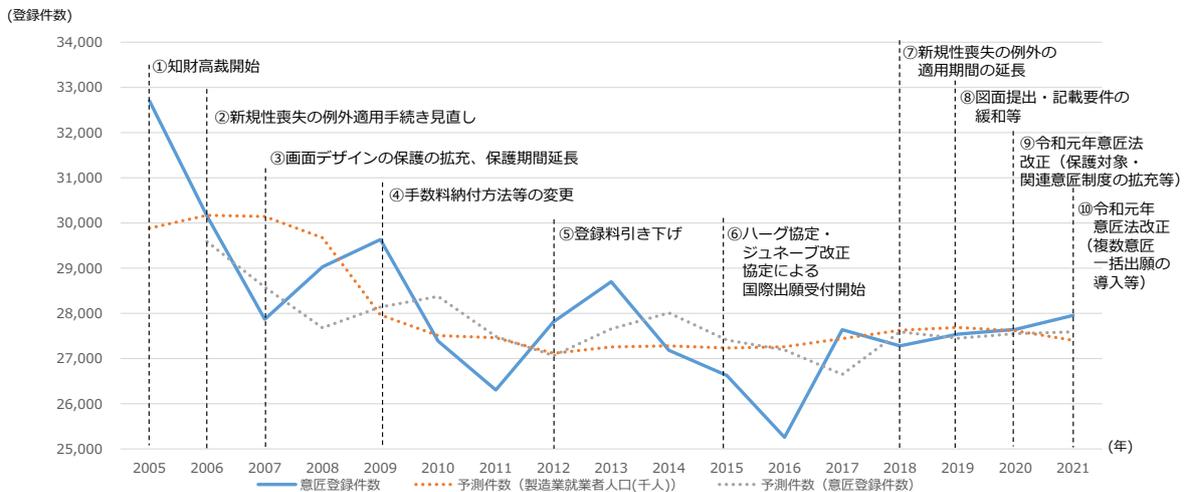
前述の制度を対象として制度的なインパクトを検証した。この際には、①で算出した比較的当てはまりがよい回帰式を用いて予測値を算出し、予測値と実績を見比べて、その差分を制度的なインパクトとみなして影響可能性を検討する。予測値の算出にあたっては、日本は製造業就業者数、前年度の意匠登録件数、米欧中韓は労働者人口と前年度の意匠登録件数を用いた。

(1) 日本

日本（JPO）への出願においては、③画面デザインの保護の拡充、保護期間延長、④手数料納付方法の変更、⑤登録料（11年目以降）引き下げなどにおいて、一定のインパクトがあったと推察される。加えて、⑥のハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願受付開始については、2017年頃から効果がみられ、2020・2021年より予測値より上回っており、⑧図面提出・記載要件の緩和や⑨令和元年意匠法改正のインパクトがあったと推察される。

ただし、日本在住者からの意匠登録件数は減少が続いており、2010年から国内外の出願動向をみると、JPOへの外国在住者からの意匠登録件数の約10%程度であったが、現在では約30%程度まで増加しており、日本国外からの意匠登録件数は2,959件（2010年）から8,174件（2021年）まで増加している。

図表 0-5-8 日本における制度改正と意匠登録件数



図表 0-5-9 (参考) (日本における国内外別にみた意匠登録件数 (2010~2021年))

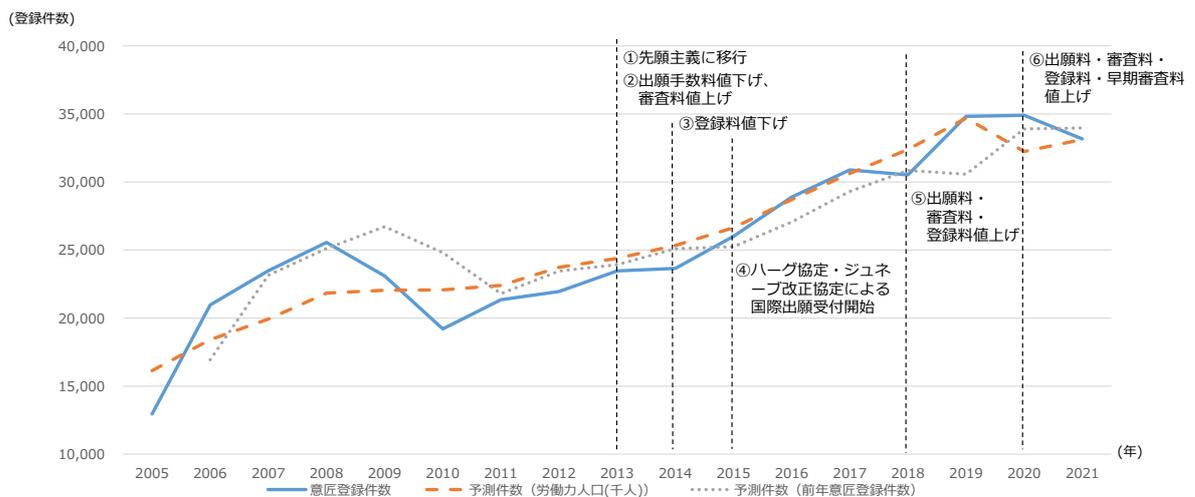


注釈) 過去の意匠マクロ調査を基に算出した。

(2) 米国

米国 (USPTO) は日中韓に比べてあまり制度改正はみられないが、2013~2015年の間に①先願主義に移行、②③出願・登録関係手数料の改定 (出願から登録までに必要な合計の料金は値下げ)、④ハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際出願の受付開始などに制度改正が集中している。また、2015年よりアップル vs サムスンの意匠権をめぐる訴訟において、多額の賠償金支払いが命じられたことも影響があったとみられる。2011年以降、意匠登録件数は増加傾向が続いているが、⑤1月に大幅な料金値上げが行われた2018年及び⑥前年10月に値上げのあった2021年は前年比で減少している。

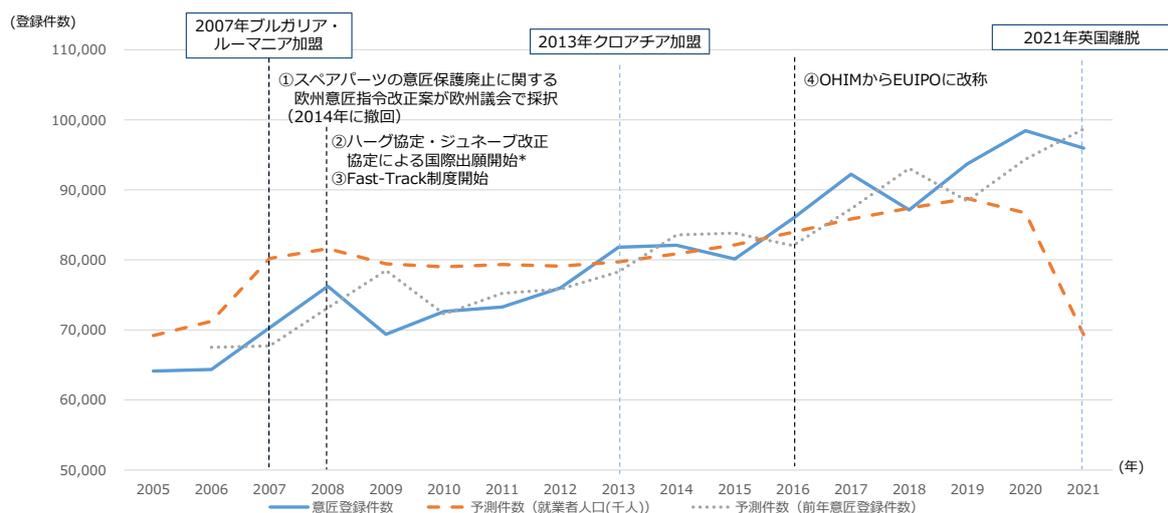
図表 0-5-10 米国における制度改正と意匠登録件数



(3) 欧州 (EUIPO)

欧州 (EUIPO) における出願件数に影響を与えそうな制度は、2008 年の②ハーグ協定・ジュネーブ改正協定及び③Fast-Track 制度が挙げられるが、その後まもなくでリーマンショックが訪れたこともあり、出願件数の伸びはみられなかった。英国が EU を離脱したため、予測件数のうち就業者人口による予測値が急落しているが、予測件数に比して意匠登録件数は微減であった。

図表 0-5-11 欧州における制度改正と意匠登録件数



注釈) EUIPO についてはハーグ協定のジュネーブ改正協定経由の意匠登録件数を除いて算出

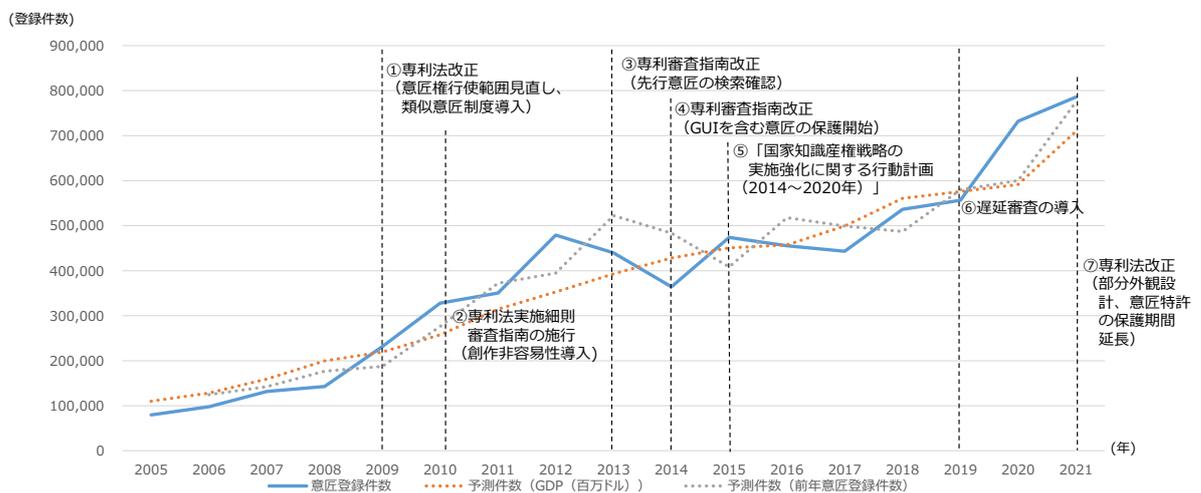
(4) 中国 (CNIPA)

中国 (CNIPA) においては、過去 15 年で他国に比べて大幅に増加している。2009 年の①専利法改正及び 2010 年の②専利法実施細則改正により登録要件が引き上げられたにもかかわらず減少しなかったが、2013 年に③専利審査指南改正により先行意匠の検索確認が開始された翌年には減少傾向となっている。

その後、④GUI を含む意匠の保護開始などで翌年の登録件数を伸ばした後に、2015 年以降減少傾向となっている。2015 年 1 月に国務院が発表した⑤「国家知識産権戦略の実施強化に関する行動計画 (2014~2020 年)」をみると、量から質への転換をはかるとしている。この結果が減少に寄与したと思われる。ただし、累次に意匠関連施策が進められ、2018 年以降は再度増加傾向となっている。

⑦第 4 次改正専利法により部分外観設計・意匠特許の保護期間延長がなされ、この時期には予想件数よりも大幅に上回るように増加している。

図表 0-5-12 中国における制度改正と意匠登録件数

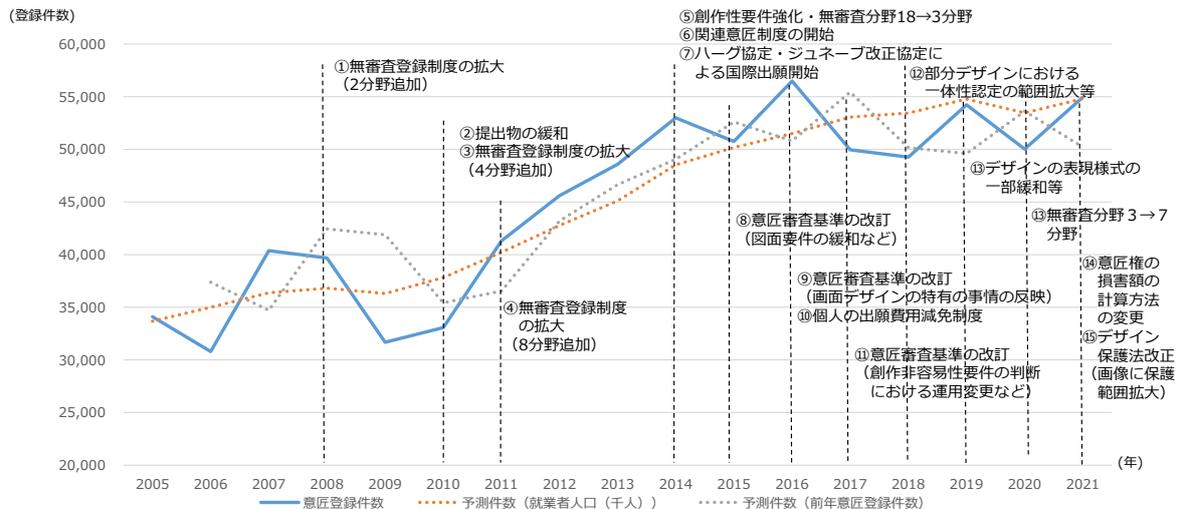


(5) 韓国 (KIPO)

韓国では、2008年のリーマンショック後に一度減少しているが、無審査登録制度の拡大により増加傾向が続いている。ただし、韓国は他国よりも高頻度で制度改正がなされている。意匠の減少に寄与するような制度改正もあり、⑤創作性要件強化・無審査品目18→3品目などの翌年は減少になり、2016年以降は一度減少した。しかし、手続要件の緩和策や保護範囲の拡大に関する改正が行われた2019年・2021年には増加している。

なお、韓国デザイン振興院は、2018年7月に100のデザイン企業を育成するために2020年までに40億円投じると発表しており、その影響も考えられる。

図表 0-5-13 韓国における制度改正と意匠登録件数



3. 本年度調査のまとめと課題・展望

時系列のデータを用いることで、マクロデータとの関係性を把握でき、これらを用いた推定式により制度の影響をみていく上での補助線となった。保護対象の拡大 (例：日本⑨、中国④・⑦) や料金の引き下げ (例：日本⑤、米国②・③) は意匠登録の拡大につながっていると思われる。他方で、料金の値上げ (例：米国⑤・⑥) や審査の厳格化 (例：中国⑤、韓国⑤等) 等は意匠登録件数の減少に一定程度の影響がみられている。

この分析手法の課題としては、特に日本・EUにおいては回帰式のあてはまりが良いとはいえず、モデルの精緻化が求められる。

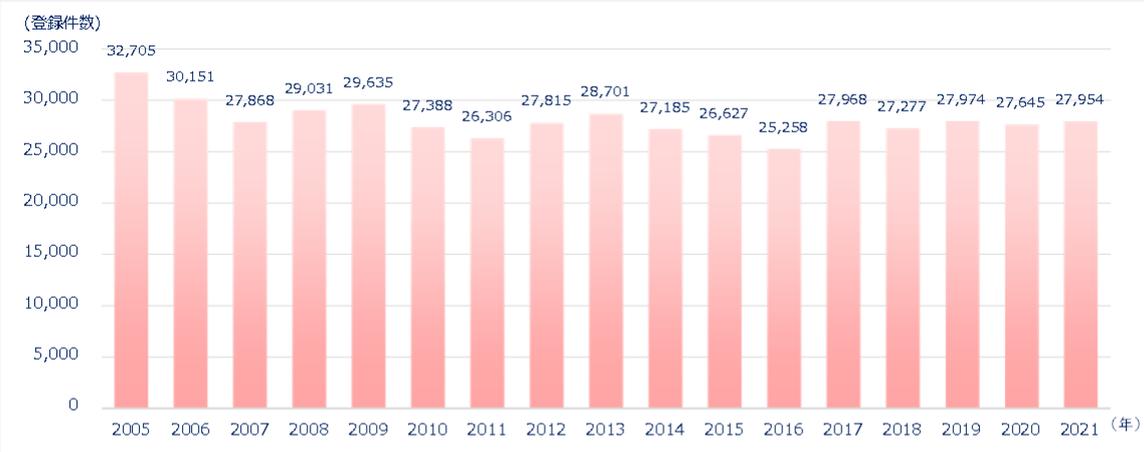
1.日本(JPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- JPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2005年が32,705件であり、2016年が25,258件と直近では最も少なくなっていたが、その後増加傾向に転じ、2021年では27,954件となった。

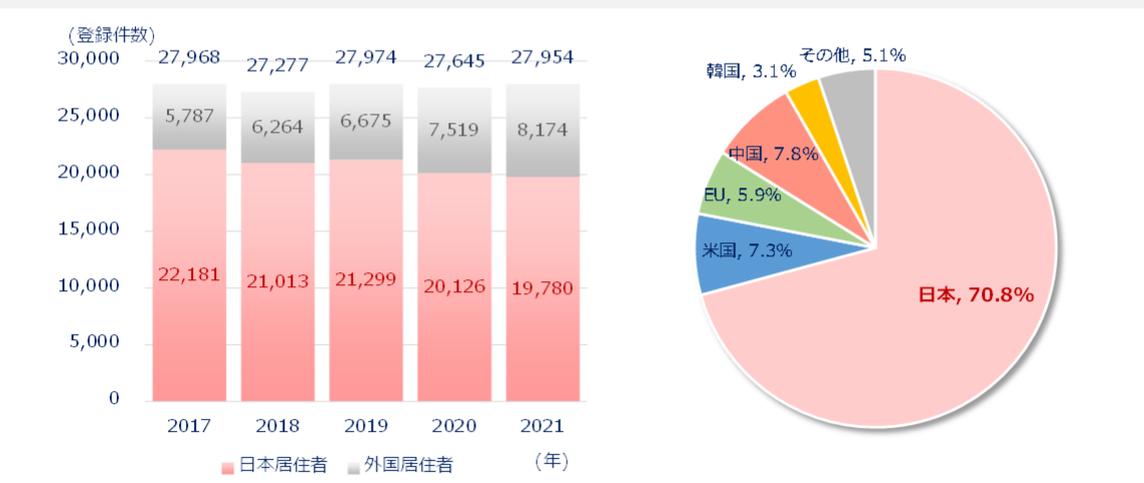
図表：JPOへの意匠登録件数の推移(2005～2021年)



- JPOでの日本居住者の意匠登録件数は減少傾向となっている一方、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の3割程度を占めている。中国、米国、EU、韓国の順で多くなっている。

図表：JPOへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：JPOへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2021年)



- JPOでの登録が多い分野は、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）が2,921件で最も多く、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）、クラス06（室内用品）と続く。

2,921



クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

2,224



クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

2,125



クラス06
室内用品

● 直近の主な制度改正や特許庁の取組

- 「特許法等の一部を改正する法律案」が2019年5月10日に可決・成立。同法では、保護範囲の拡大、関連意匠制度の拡充等が行われた。

トピックス	概要
特許法等の一部を改正する法律案	<ul style="list-style-type: none"> ● 以前は意匠法の保護対象は「物品」に限られていたが、画像・建築物・内装のデザインについても登録できるようになった。 ● 関連意匠制度が拡充され、関連意匠の出願可能期間が基礎意匠の出願日から10年を経過する日より前までに変更。 ● 意匠権の存続期間が、出願日から25年に延長。(以上の改正は、2020年4月1日より) ● 複数意匠一括出願、物品区分の扱いの見直し、手続救済既定の拡充(2021年4月1日より)。

- 2022年3月に意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かるガイドブック「みんなの意匠権 十人十色のつかいかた」が公表された。ビジュアルな資料で意匠制度を学ぶことができる。



特許庁「意匠制度の活用方法が4コマ漫画で分かるガイドブックを発行します！」
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220328002/20220328002.html>

● 出願上のポイント

- 日本の意匠制度は「意匠法」を根拠。
- 意匠の登録にあたっては審査官により実体審査が行われる(平均FA期間は約6か月)。
- 保護対象には、画像・建築物・内装のデザインも含まれる(2020年4月1日～)。
- 保護期間は出願日から最長25年。
- 新規性喪失の例外適用可能期間は1年(自ら意匠を公開した場合は証明書の提出が必要)。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。
- 複数意匠一括出願が可能(2021年4月1日～)。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

2.米国(USPTO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- USPTOにおける意匠登録件数の推移をみると、2008年に25,561件となって以降減少傾向の時期もあったが、2011年より増加傾向に転じ、2020年では34,895件と過去最大となった。しかし、2021年は33,161件と減少に転じた。

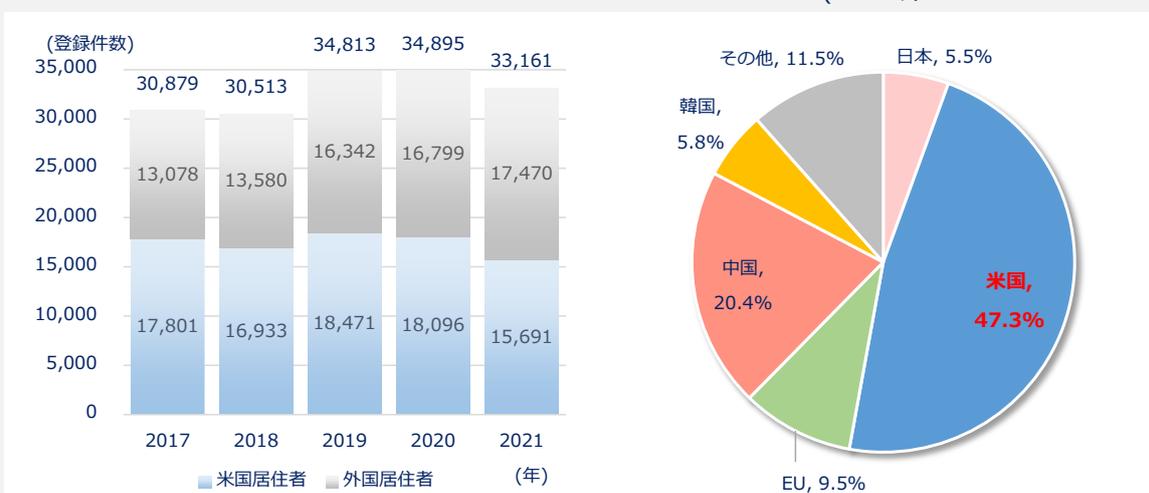
図表：USPTOへの意匠登録件数の推移(2005~2021年)



- USPTOでの米国居住者の意匠登録件数は減少したが、外国居住者の意匠登録件数が増加しており、半数以上が米国外からの出願が占め、中国、その他、EU、韓国、日本と続いている。

図表：USPTOへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：USPTOへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2021年)



- USPTOでの登録が多い分野は、クラス14(記録、通信又は情報検索の機器)、クラス12(輸送又は昇降の手段)、クラス06(室内用品)と続く。

5,656

クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

3,180

クラス12
輸送又は昇降の手段

2,111

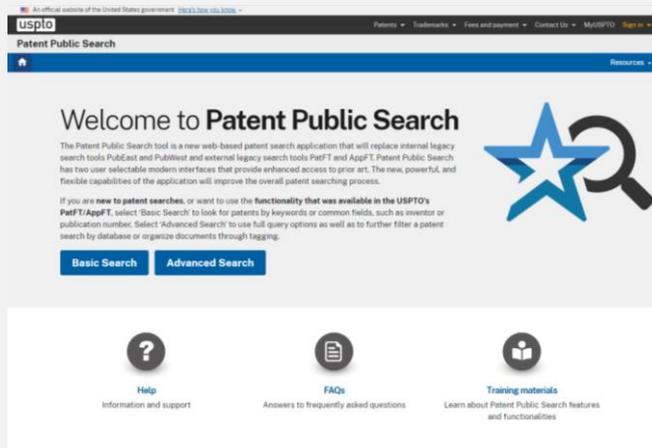
クラス06
室内用品

● 直近の主な制度改正やUSPTOの取組

- USPTOは、早期審査料の値上げを行う他方で、小規模・零細事業者の意匠特許登録料を値下げしている。

トピックス	概要
手数料の変更	<ul style="list-style-type: none"> ● 早期審査申請料については、Large Entityに該当する出願人からの出願の場合、それまでの900USドルから1,600USドルに値上げ（2020年10月2日より） ● 小規模・零細事業者の特許手数料の値引き率に変更。具体的には小規模事業者への割引額は50%から60%に変更、零細事業者への割引額は75%から80%（2022年12月29日より）
特許証の電子発行	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の声を踏まえて、USPTOは特許証・商標登録証を電子発行（2022年5月24日より）

- 2022年9月より既存の特許検索ツールを統合し、新しい特許検索ツールとしてPPUBS (Patent Public Search)を開始した。



USPTO「Welcome to Patent Public Search」
<https://ppubs.uspto.gov/pubwebapp/static/pages/landing.html>

● 出願上のポイント

- 米国の意匠（意匠特許（Design Patent））制度は、特許法の一部として規定。一部の規定を除き、特許法の規定が意匠にも適用。
- 保護対象は、「製造物品のための新規で独創的かつ装飾的な意匠」（特許法第171条）であり、ここでいう「物品」概念は我が国の意匠法よりも広い。
- 出願された意匠は、新規性（Novelty）や非自明性（Non-obviousness）等の実体的要件の審査を経て登録に至る（平均FA期間は、16.4月（2021年））。
- 保護期間は登録日から15年（特許法第173条）。
- 複数の意匠の実施例（embodiment）が単一の創作概念（single design concept）の範囲内に含まれると認められる場合には、それら複数の意匠を一の出願に含めることが可能。
- 秘密意匠制度又は公開繰延制度はない。
- 画面デザインの保護対象の範囲は、表示画面の物品の種類は問われない。
- 小規模・零細事業者に対する、手数料の減免あり。
- 2015年5月13日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

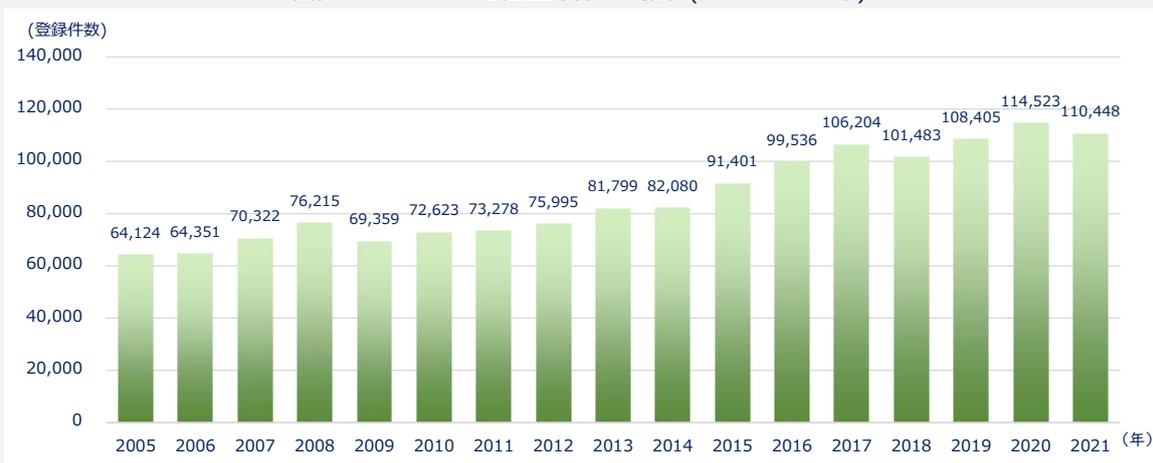
3.EU (EUIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、長期的には増加傾向であり、2020年は114,523件と過去最大となっている。2021年は110,448件と前年度より減少している。なお、同年より英国はEUを離脱している。

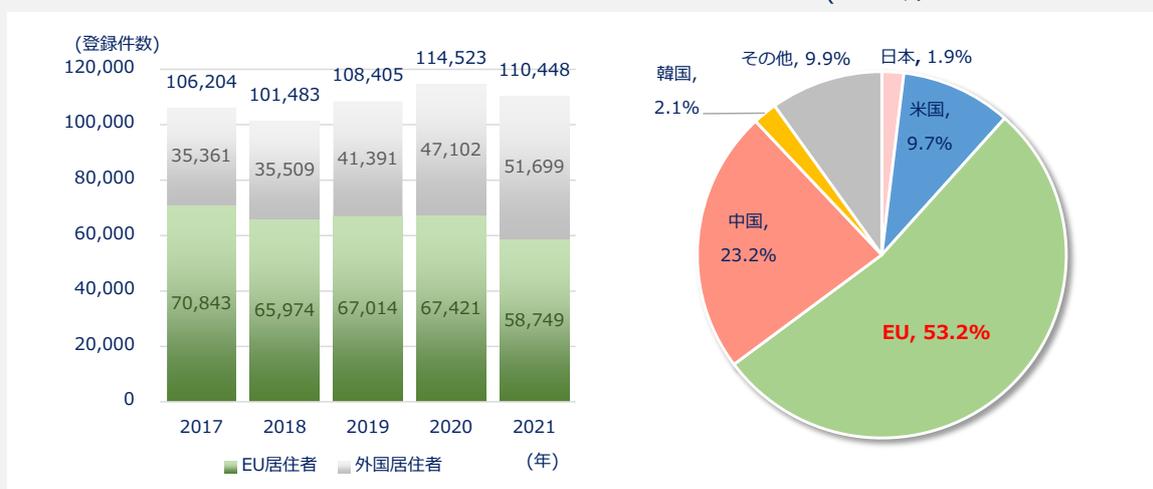
図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移(2005～2021年)



- EUIPOでの意匠登録件数は増加傾向であるが、EU居住者の意匠登録件数は減少傾向となっており、2017年時点ではEU居住者は約2/3を占めていたが、2021年では約1/2となっている。

図表：EUIPOへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：EUIPOへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2021年）



- EUIPOでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）と続く。

11,138

クラス06
室内用品

10,387

クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

9,595

クラス02
衣料品及び裁縫用小物

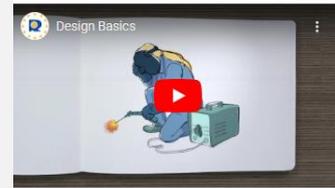
● 直近の主な制度改正やEUIPOの取組

- 近年法律は改正されていないが、EUIPOではガイドラインを累次改訂している。また、2020年1月31日に英国が離脱伴う意匠制度の取り扱いが離脱協定に基づき規定された。

トピックス	概要
ガイドラインの改訂	<ul style="list-style-type: none"> ● 図面による意匠の表現方法に関する記載の充実(2016年8月1日より) ● 無効手続に関する箇所等が修正された改訂ガイドラインの運用が開始。(2017年2月1日より) ● ガイドラインのうち、登録共同体意匠出願の審査に係る事項が改訂され、運用が開始された。Product Indications (製品表示) やデザインにおける機能性の役割に係る事項の修正のほか、近年の判決を組み入れた。(2018年10月1日より) ● 23言語に訳されたHTMLバージョンのガイドラインも入手可能。(2019年1月より) ● 無効手続きの出願日は登録料支払日としないこととなったほか、今後のガイドライン改訂毎の修正を避けるため、製品表示にかかる規定においてロカルノ分類及び分類番号の版には言及しない等と最小限の修正(2022年3月31日～)。
英国のEU離脱	<ul style="list-style-type: none"> ● 2021年1月1日より、登録共同体意匠、非登録共同体意匠、及びEUを指定して保護された意匠の国際登録の効果は、英国においては有効ではなくなった。これらの権利は、直ちにかつ自動的に英国の権利に置き換えられる(離脱協定第54、56条)。 ● 出願人は、2021年1月1日時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、2021年1月1日の後9か月以内に英国意匠を登録するために出願することができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日を維持できる(離脱協定第59条)。

- デザインに特化した産業が、EUの12.9%の雇用と15.5%のGDPに貢献しているという背景を踏まえて、EUIPOはデザインに関する啓発動画「Design Basics」を2018年より公表

EUIPO「Design basics」
<https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/design-basics>



● 出願上のポイント

- EUの意匠制度は委員会規則((EC)No6/2002)を根拠。
- 保護の対象となるデザインは、「製品 (product) 」概念を導入しているため、「物品 (article) 」と異なり、有体物であることを前提としない概念である。そのため、ロゴマークやアイコン、タイプフェイスといった無体物の外観も意匠権として保護される。
- EUIPOは新規性などの要件を審査せずに登録(実体審査なし)。新規性などの要件を審査する国・地域(日本、米国、韓国(一部を除く)等)と比較し、権利が相対的に不安定になる懸念。
- 保護期間は最長25年(出願日から5年。5年毎に最大4回を限度として更新可能)。
- 新規性などの要件を審査せずに登録されるため、出願から公報発行までの期間が短い。最大30か月の公表の延期が可能。
- 「Fast-Track」制度が2008年9月より開始。一定の条件を満たす意匠登録出願については登録までの期間を大幅に短縮するというもの。本制度を利用すると、概ね2営業日程度で意匠登録。
- 最初の公表から3年以内の保護期間となる非登録型の意匠権もある。
- 2008年1月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

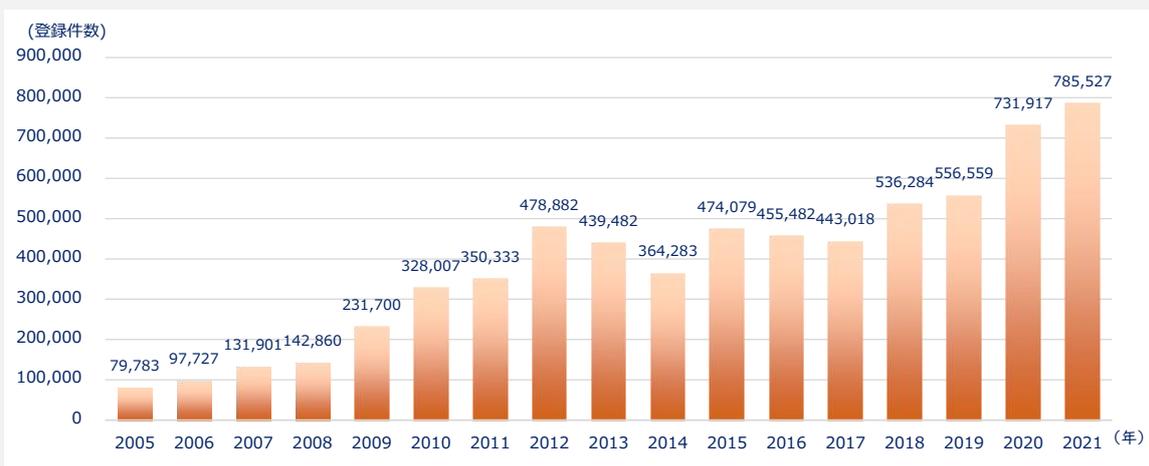
4.中国(CNIPA)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- CNIPAにおける意匠登録件数は増減を繰り返しつつも、過去17年間で約10倍に増加し、2021年には785,527件となっている。

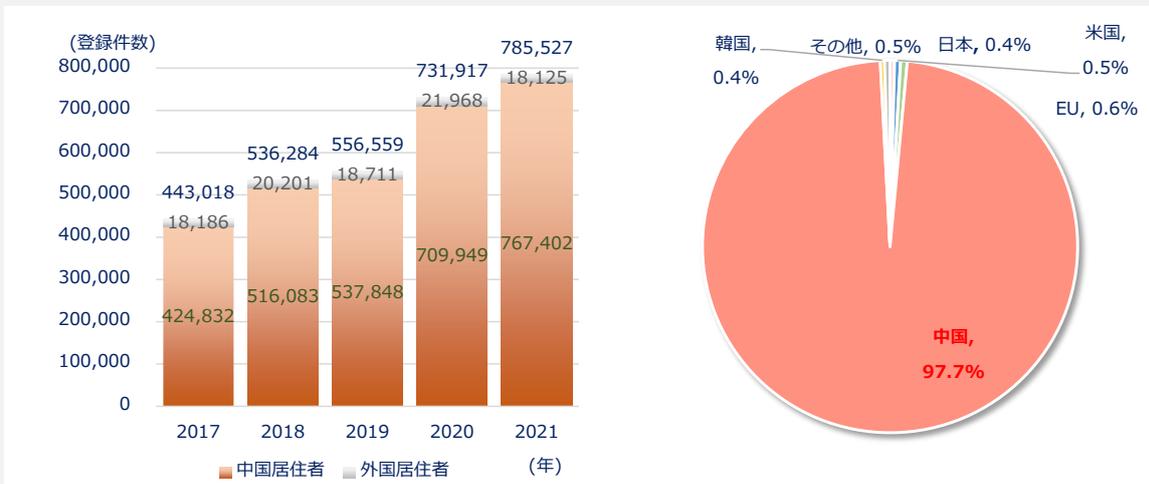
図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移(2005~2021年)



- CNIPAでの国外からの意匠登録件数は横ばいであるが、中国居住者の意匠登録件数が増加しており、全体の97.7%を占めている。

図表：CNIPAへの意匠登録件数の推移（居住国別）

図表：CNIPAへの意匠登録件数構成比（居住国別）（2021年）



- CNIPAでの登録が多い分野は、クラス06（室内用品）、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）、クラス14（記録、通信又は情報検索の機器）と続く。

92,664

クラス06
室内用品

65,965

クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための
包装容器及び容器

62,998

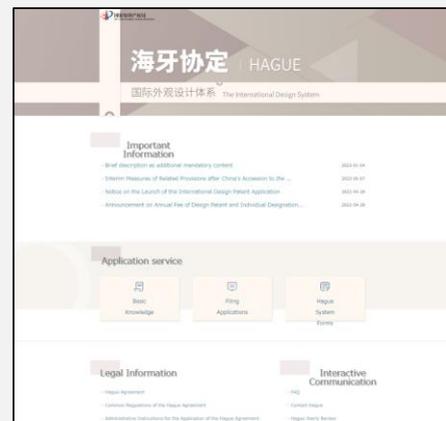
クラス14
記録、通信又は情報検索の機器

● 直近の主な制度改正やCNIPAの取組

- 第4回専利法改正により、2021年より施行され原稿の意匠制度となる。また、2022年よりハーグ協定ジュネーブ改正協定が発行された。

トピックス	概要
第4回専利法改正	<ul style="list-style-type: none"> ● 2020年10月17日、中国全国人民代表大会常務委員会において、第4回専利法改正案が採決・成立。2021年6月1日より施行。 ● 部分意匠制度の導入、保護期間の延長（現行の10年から15年に）、職務発明（創作）の範囲の変更、意匠出願の国内優先権主張制度（出願から6カ月以内）の導入などが挙げられる
ハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加	<ul style="list-style-type: none"> ● 2022年5月5日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定が中国について発効。

- CNIPAでは、2022年10月に英語版ウェブサイトを更新した。また、ハーグ協定ジュネーブ改正協定について、紹介する特設のウェブサイトも新たに設けられた。
- CNIPAでは情報発信手段として、Twitter、WeChat、Weibo、TikTokなどでの情報発信を実施。



CNIPAウェブサイト「海牙協定」
 < <https://english.cnipa.gov.cn/col/col2905/index.html> >

● 出願上のポイント

- 中国の意匠制度は専利法を根拠。
- 意匠権の保護期間は出願日から最長15年間。期間は第4回専利法改正により延長したが、日米欧中韓の中で米国とならび最も短く、知的財産管理の点で留意すべき点である。
- 2021年6月以降、部分意匠出願の登録が可能となり、また、意匠出願についても国内優先権を主張して、後日出願のバリエーションの意匠を登録することが可能に（出願から6カ月以内）。
- 類似する意匠を最大10まで1つの出願に含めることができる。
- 新規性喪失の例外の適用範囲が極めて限定的であることから、原則として、製品発表前の意匠登録出願となる。証明書の提出も必要。
- 出願以外の注意点として、中国居住者による登録が膨大であり、かつ、産業財産権全般に訴訟が非常に多く、中国での事業展開には知的財産権リスク、特に権利行使を受ける可能性がある。
- 秘密意匠制度や公表延期制度はないが、審査遅延制度がある。
- 2022年5月5日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

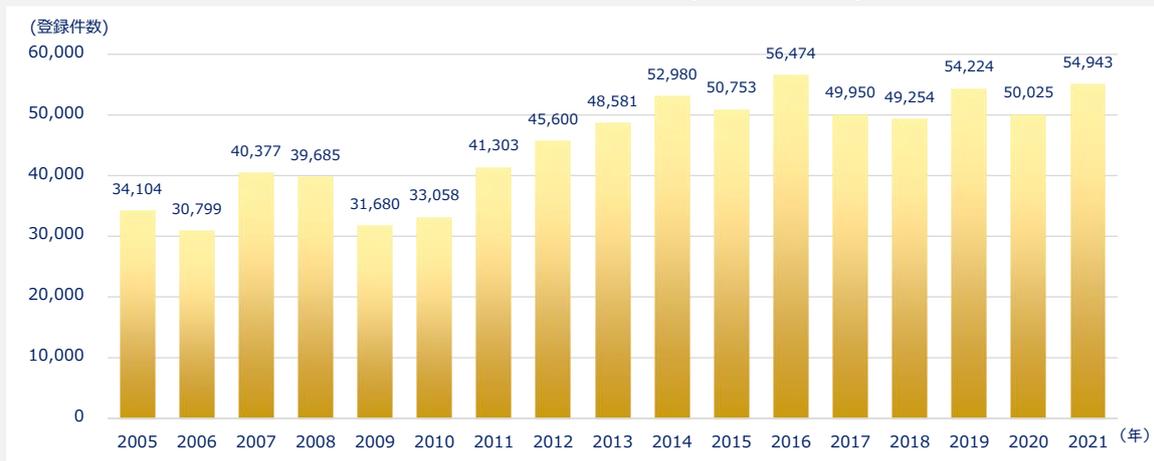
5.韓国(KIPO)

※本ページにおける意匠登録件数は、意匠公報発行年ベースで集計した件数。

● 意匠登録動向

- EUIPOにおける意匠登録件数の推移をみると、2009年で一度減少したが、その後増加傾向となり2016年が56,474件と過去最大となっている。その後減少したが、2021年は54,943件と過去最大の水準に近づいている。

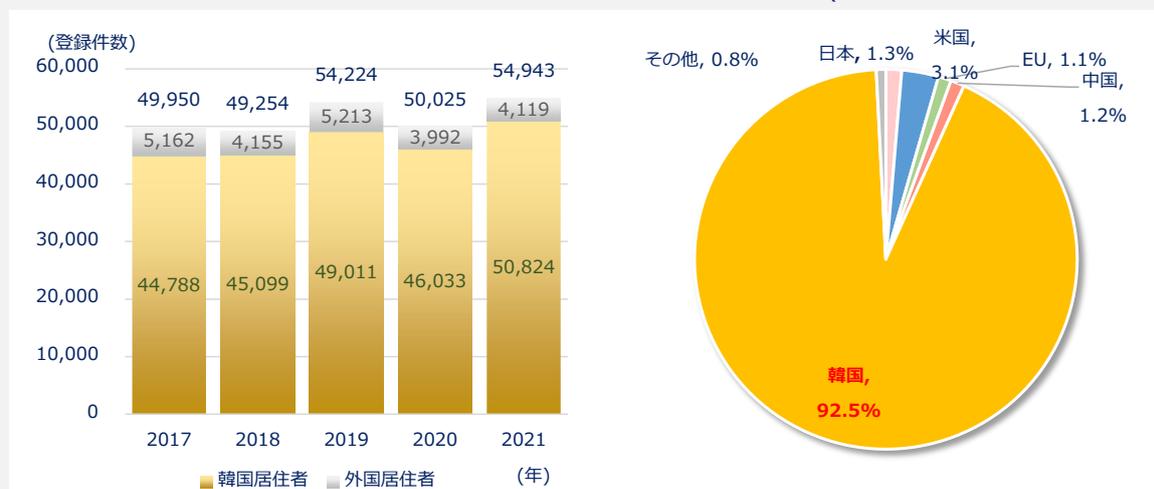
図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(2005~2021年)



- KIPOでの国内居住者の意匠登録件数は増加傾向となっているが、外国居住者の意匠登録件数は横ばいとなっている。韓国からの出願が全体の約9割程度を占めている。米国、日本、中国、EU、その他国の順で多くなっている。

図表：KIPOへの意匠登録件数の推移(居住国別)

図表：KIPOへの意匠登録件数構成比(居住国別)(2021年)



- KIPOでの登録が多い分野は、クラス09（物品の輸送又は荷扱いのための包装用容器及び容器）、クラス02（衣料品及び裁縫用小物）、クラス19（文房具及び事務用機器、美術材料及び教材）と続く。

6,507

クラス09
物品の輸送又は荷扱いのための包装容器及び容器

4,790

クラス02
衣料品及び裁縫用小物

4,270

クラス19
文房具及び事務用機器、美術材料及び教材

● 直近の主な制度改正やKIPOの取組

- 2021年にデザイン保護法が改正されたほか、関連意匠制度や新規性喪失の例外適用に関する改正案が提出されている。

トピックス	概要
2021年デザイン保護法改正	● 保護対象が拡充され、「画像」そのものを保護対象とすることが含まれている。これにより、物品以外の場所に投影される画像（GUI）そのものが保護されるようになった。（2021年10月21日より）
関連意匠提出可能期間を3年に延長する改正案	● 関連意匠の意匠出願期間を元の意匠の出願日から1年以内に行うこととなり、当該期間が短いことから3年以内に改める法案が議員から提出された。
新規性喪失例外適用の手続的条項削除する改正案の提出	● 新規性喪失の例外に対する主張及び書類提出の時期を規定している手続的条項（第36条第2項）を削除することで、一定要件さえ満たせば新規性喪失の例外が認められるようにする改正案が議員から提出された。

- KIPOでは、知的財産権に関する各種資料を公表しており、意匠に関しては、出願のための図面作成の手引きを記載したスライドも掲載されている。以下はKIPOが発行している「海外デザイン図面ハンドブック」の例。



KIPOウェブサイト「海外デザイン図面ガイドブック」
<https://www.kipo.go.kr/ko/issue/kpoIssuePgmgmt.do?pageIndex=4&curMenuCd=&menuCd=SCD0200658&sysCd=SCD02&parntMenuCd2=SCD0200281&searchCondition=1&keyword=>

● 出願上のポイント

- 韓国の意匠制度は「デザイン保護法」を根拠。デザイン審査基準などは日米欧中韓の中では改訂が頻繁に行われている傾向にある。
- 意匠の登録にあたっては審査官により新規性などの実体審査が行われている。一部の分野については新規性などの要件を審査せずに登録される。該当する分野は7分野（2020年9月より）。
- 保護期間は出願から最長20年。
- 部分意匠制度、関連意匠制度、秘密意匠制度などの各種制度がある。関連意匠出願可能期間は、本意匠の出願日から1年以内。
- 画像意匠の保護範囲は、物品以外の場所に投影される画像(GUI) そのものが保護対象に改正（2021年10月21日～）
- 複数意匠一括出願が可能（同一口カルノ分類のデザインを100まで）
- 2014年7月1日よりハーグ協定ジュネーブ改正協定に参加。

非 売 品
禁無断転載

令和4年度
意匠出願動向調査
ーマクロ調査ー

発 行 令和5年3月

発行者 特 許 庁
〒100-8915 東京都千代田区霞が関3-4-3
電 話 03-3581-1101 (代表)

請負先 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

乱丁、落丁がございましたら、上記までご連絡下さい。